

堺市地域防災計画修正案（新旧対照表）

総則	1～3
災害予防対策	4～30
災害応急対策 地震・津波編	31～56
災害応急対策 風水害編	57～76
災害応急対策 事故等	77
災害復旧・復興対策	78～79
付編：南海トラフ地震防災対策推進計画	80～82

■堺市地域防災計画 総則

頁	現 行	修 正
3	<p>第1節 目的等</p> <p>4 施設・設備等の環境整備</p> <p>(1) 指定避難所の整備</p> <p>避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>第1節 目的等</p> <p>4 施設・設備等の環境整備</p> <p>(1) 指定避難所の整備</p> <p>避難する市民の人権が守られ、最低限度の生活を営むことができるよう、指定避難所運営に関する、人的、物的両面の整備を図る。さらに、新型コロナウイルス感染症_{流行時の経験も}踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制_等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>
6	<p>第2節 市域の概況</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 土地利用</p> <p>【省略】</p> <p>臨海部（堺浜）においては、液晶パネル工場を核とするコンビナートや競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成し、民間活力を活かした、商業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。</p> <p>【省略】</p> <p>また、中百舌鳥駅周辺地域では、産業関連機関や教育機関と連携した産業振興拠点として機能の充実を図っており、美原区域でも、新拠点の形成に向けて、各種都市基盤の整備を推進している。</p>	<p>第2節 市域の概況</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 土地利用</p> <p>【省略】</p> <p>臨海部（堺浜）においては、_{大規模な研究所や革新的な脱炭素技術・製品に関する事業所、AI データセンター等が立地しているほか、}競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成している。_{また、民間活力を活かした、商業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。}</p> <p>【省略】</p> <p>また、中百舌鳥駅周辺地域では、産業_{支援}関連機関や教育機関と連携した_{イノベーション創出}拠点として機能の充実を図っており、_{美原区域では、大型複合商業施設を備えた新拠点が整備され、防災・産業・交流の場として、地域の活性化に向けた利活用が進められている。}</p>
7	<p>第2節 市域の概況</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>2 人口</p> <p>令和5年10月1日現在堺市的人口（推計人口）は812,027人、世帯数は371,909世帯であり、人口密度は1km²あたり5,420人となっている。</p> <p>昭和31年以降の高度経済成長を背景とした都市化の進展に伴って人口が急増、昭和40年後半からはその伸び率が鈍化し、昭和60年を境に下落ないし、横ばい状態で推移していたが、平成17年2月1日の美原町との合併を経て、平成24年6月にピークを迎えた。その後、人口は緩やかに減少している。</p>	<p>第2節 市域の概況</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>2 人口</p> <p>令和7（2025）年9月1日現在堺市の推計人口は803,606人、世帯数は376,695世帯であり、人口密度は1km²当たり5,363人である。</p> <p>昭和31（1956）年以降の高度経済成長を背景とした都市化の進展に伴って人口が急増、昭和40年代後半からはその伸び率が鈍化し、昭和60（1985）年を境に下落ないし、横ばい状態で推移していたが、平成17（2005）年2月1日の美原町との合併を経て、平成24（2012）年6月にピークを迎えた。その後、人口は緩やかに減少している。</p>
8	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 想定災害</p> <p>1 地震災害</p> <p>2 津波災害</p> <p>3 風水害（内水氾濫・洪水氾濫・土砂災害）</p>	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 想定災害</p> <p>1 地震災害（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む）</p> <p>2 津波災害</p> <p>3 風水害（雨水出水（内水浸水）・洪水氾濫・土砂災害）</p>

頁	現 行	修 正
15 ～ 16	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 想定災害</p> <p>3 本計画が対象とする地震</p> <p>(1) 被害想定結果</p> <p>【省略】</p> <p>また、内陸部は上町断層帯地震においては、PL 値 0～10 のうち、5～10 の値のものがまばらに点在するが、一方、南海トラフ巨大地震の場合、0～25 以上に至るまで、区分ごとの領域が、広く分散しており、大規模盛土造成地の建物は堺市全域で約 19,000 棟である。特に南区で多く、約 11,000 棟と半数以上に及ぶ。急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所も同様に南区に集中しているため、その影響が見込まれる。</p> <p>【道路交通の被害】</p> <p>令和 5 年 4 月現在、市が管理する 752 橋の橋りょうの内、耐震化が必要な橋りょうは 143 橋ある。</p> <p>細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に堺区を中心に 30～50% と高い閉塞確率となっている。</p> <p>一方、南海トラフ巨大地震による道路の被害は、本市においては総延長 2,557 km とした場合、198 か所と推定されており、また、幅員 13m 未満の道路総延長 2,294 km とした場合、4.4% で閉塞が発生すると推定されている。</p> <p>以下に、大阪府調査(2007)の上町断層帯地震及び大阪府調査(2014)の南海トラフ巨大地震によるライフライン被害について示す。なお、上町断層帯地震については、堺市での揺れ・被害が大きいケースの値を示している。</p> <p>【ライフラインの被害】</p> <p>【省略】</p> <p>携帯電話については、震度 7 のエリアでは、建物に被害が生じ基地局へ影響が出る可能性がある。通話規制が行われることになると予想されているが、期間までの予測は行われていない。最近の事例から、地震発生当日は、通話は困難な状態になると想定する。</p>	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 想定災害</p> <p>3 本計画が対象とする地震</p> <p>(1) 被害想定結果</p> <p>【省略】</p> <p>また、上町断層帯地震では、液状化の可能性が中程度の PL 値 5～10 の値の区域が内陸部に点在する。南海トラフ巨大地震では、液状化の可能性が大きい PL 値 25 以上の区域が臨海部に集中するが、内陸部においても液状化可能性が中及び大の区域が点在する。</p> <p>大規模盛土造成地の建物は堺市全域で約 19,000 棟である。特に南区で多く、約 11,000 棟と半数以上に及ぶ。土砂災害警戒区域等も同様に南区に集中しているため、その影響が見込まれる。</p> <p>【道路交通の被害】</p> <p>令和 7 (2025) 年 4 月現在、市が管理する 753 橋の橋りょうのうち、耐震化が必要な橋りょうは 101 橋ある。</p> <p>細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に堺区を中心に 30～50% と高い閉塞確率である。</p> <p>一方、南海トラフ巨大地震による道路の被害は、198 か所と推定されている。また、幅員 13m 未満の道路では、4.4% で閉塞が発生すると推定されている。</p> <p>以下に、大阪府地震被害想定(2007)の上町断層帯地震及び大阪府地震被害想定(2014)の南海トラフ巨大地震によるライフライン被害について示す。なお、上町断層帯地震については、堺市での揺れ・被害が大きいケースの値を示す。</p> <p>【ライフラインの被害】</p> <p>【省略】</p> <p>携帯電話の被害は、上町断層帯地震の被害想定において、基地局設備への直接的な影響はない想定されている。ただし、基地局を設置している建物に著しい被害が生じる場合(震度 7 のエリアを想定)、本市の一部でつながりにくくなると想定される。なお、通話輻輳による影響が生じる場合は、通信事業者による通話規制が実施され、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)の提供が開始される。最近の事例から、地震発生当日は、通話は困難な状態になると想定される。</p>
17	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 想定災害</p> <p>4 風水害の各種リスク</p> <p>(1) 内水氾濫</p> <p>市では、本市でこれまで観測した最大降水量(平成 20 年 9 月 5 日時間雨量: 93mm) と同様の雨が、市全域に降った場合の内水氾濫を、次のように想定している。</p>	<p>第3節 災害の想定</p> <p>第1 想定災害</p> <p>4 風水害の各種リスク</p> <p>(1) 雨水出水(内水浸水)</p> <p>市では、本市で想定される最大降水量(時間雨量: 147mm) の雨が、市全域に降った場合の浸水想定区域を次のように想定している。</p>

頁	現 行	修 正
32	<p>第4節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第1 堺市</p> <p>2 危機管理室</p> <p>(1) 危機管理課</p> <p>【省略】</p> <p>セ 危機事象への初動対応に関すること。</p> <p>ソ 災害対応に係る訓練に関すること。</p>	<p>第4節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第1 堺市</p> <p>2 危機管理室</p> <p>(1) 危機管理課</p> <p>【省略】</p> <p>シ 災害対策本部及び危機管理センターに関すること。</p> <p>ス 危機管理対策本部に関すること(他の所管に属するものを除く。)。</p> <p>セ 危機事象への初動対応に関すること。</p>
36	<p>第4節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第1 堺市</p> <p>8 健康福祉局</p> <p>【省略】</p> <p>(11) 健康医療政策課</p> <p>工 健康危機管理体制の整備に関すること。</p> <p>オ 保健師の派遣要請及び調整に関すること。</p> <p>【省略】</p> <p>(14) 保健所</p> <p>ウ 感染症予防に関すること。</p> <p>オ 食品衛生の監視及び感染症対策に関すること。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第1 堺市</p> <p>8 健康福祉局</p> <p>【省略】</p> <p>(11) 健康医療政策課</p> <p>(削除)</p> <p>工 保健師の派遣要請及び調整に関すること。</p> <p>【省略】</p> <p>(14) 保健所</p> <p>ウ 感染症対策に関すること。</p> <p>オ 食品衛生の監視に関すること。</p> <p>ク 健康危機管理体制の整備に関すること。</p>
33 ~ 38	<p>第4節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第1 堺市</p> <p>3 総務局</p> <p>(1) 総務課</p> <p>【省略】</p> <p>11 建築都市局</p> <p>(1) 都市政策課</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 公共交通担当課長・交通政策担当課長</p> <p>【省略】</p> <p>(4) 都市整備担当課長</p> <p>【省略】</p> <p>(5) 臨海整備課</p> <p>【省略】</p> <p>(6) 住宅施策推進課</p> <p>カ 罹災都市借地借家臨時処理法に関すること。</p>	<p>第4節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第1 堺市</p> <p>3 総務局</p> <p>(1) 行政総務課</p> <p>【省略】</p> <p>11 建築都市局</p> <p>(1) 建築都市総務課</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 交通政策課</p> <p>【省略】</p> <p>(4) 都市整備推進課</p> <p>【省略】</p> <p>(5) 都心未来創造課</p> <p>【省略】</p> <p>(6) 住宅施策推進課</p> <p>カ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に関すること。</p>

頁	現 行	修 正
62	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止</p> <p>第1 土木構造物の耐震対策等の推進</p> <p>1 道路・橋りょう等の安全確保</p> <p>道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、災害時に、安全性、通行の確保などその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路の改良等を進め、沿道環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。</p> <p>(1) 道路の適正な維持管理</p> <p>道路の法面及び路面等の調査を行い、震災時において横断歩道橋の落下等により交通障害物となることを防止するため、必要に応じて対策を実施する。また、門型標識、カルバート等のトンネル、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。</p> <p>(2) 橋りょう等の耐震化及び長寿命化</p> <p>橋りょう等の耐震性及び健全度の向上を図るため、緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検を実施し、計画的に修繕を行う。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止</p> <p>第1 土木構造物の耐震対策等の推進</p> <p>1 道路・橋りょう等の安全確保</p> <p>道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、災害時に、安全性、通行の確保等その機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路の改良等を進め、沿道環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。</p> <p>(1) 道路の適正な維持管理</p> <p>震災時においても早期に交通確保ができるよう、平時より、法面や地下道等道路施設の点検を行い、必要に応じて対策を実施する。</p> <p>(2) 橋りょう等の耐震化及び長寿命化</p> <p>橋りょう等の耐震性及び健全度の向上を図るため、緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行い、定期点検の結果を反映した「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修工事等を実施する。</p>
62	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止</p> <p>第1 土木構造物の耐震対策等の推進</p> <p>2 河川・水路の安全確保</p> <p>河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤防、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。又、スーパー堤防化の必要な箇所については、その促進に努める。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止</p> <p>第1 土木構造物の耐震対策等の推進</p> <p>2 河川・水路の安全確保</p> <p>河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤防、護岸等の構造物について、点検・調査に基づく適正な維持管理を行い、危険箇所については必要な対策を講じる。また、高規格堤防化の必要な箇所については、その促進に努める。</p>
65	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止</p> <p>5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化</p> <p>ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。</p> <p>イ 主要な中継交換機を分散設置とする。</p> <p>ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</p> <p>エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止</p> <p>5 電気通信（NTT 西日本株式会社（関西支店）、株式会社 NTT ドコモ（関西支社）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化</p> <p>ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。</p> <p>イ 主要な中継交換機を分散設置とする。</p> <p>ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</p> <p>エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</p> <p>オ 携帯電話基地局の強靭化を図る等、市及び府の庁舎等・その他の重要拠点の通信確保に配慮する。</p>

頁	現 行	修 正
68	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第3節 津波被害防止対策の推進</p> <p>第1 津波対策</p> <p>1 市</p> <p>市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。</p> <p>津波については、限られた時間で住民等が主体的に迅速かつ確実な避難行動をとることが重要であるため、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。</p> <p>また、市及び府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。</p> <p>【省略】</p> <p>4 道路管理者（建設局）</p> <p>道路管理者は、津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第3節 津波被害防止対策の推進</p> <p>第1 津波対策</p> <p>1 市</p> <p>市（危機管理室・区役所）は、津波によって浸水が予想される地域について、津波避難計画を策定し、避難場所・避難路等を示した津波ハザードマップを活用し、住民等に周知を図る。</p> <p>津波については、限られた時間で住民等が主体的に迅速かつ確実な避難行動をとることが重要であるため、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。</p> <p>また、市及び府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。</p> <p>さらに、津波浸水想定地域を中心に、道路利用者等に対し津波の危険があることを明示する標高表示サイン等による啓発等を行う。</p> <p>【省略】</p> <p>【削除】</p>
75	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第1 洪水対策</p> <p>3 堺市長管理河川（堺市）</p> <p>準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。</p> <p>準用河川、普通河川については、10年に一度の降雨に対応できるよう、また、一、二級河川においては、各河川の河川整備計画に基づいた整備を進め、治水機能を確保し、水と緑の空間として環境に配慮した改修を進める。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第1 洪水対策</p> <p>3 堺市長管理河川（堺市）</p> <p>準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。</p> <p>準用河川、普通河川については、1時間雨量 50ミリ程度の豪雨に対応できるよう整備を進める。また、一、二級河川においては、各河川の河川整備計画に基づいた整備を進め、治水機能を確保する。</p>
75	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第2 雨水出水対策</p> <p>市及び府は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道等の整備による雨水対策に努める。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第2 雨水出水対策</p> <p>市及び府は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道等の整備による雨水対策に努める。</p> <p>市、国及び府は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</p>

頁	現 行	修 正
76	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第3 高潮対策</p> <p>2 水門・樋門等の点検</p> <p>市内には、26か所の水門・樋門等があり（資料編5-9）、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護し、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、関係機関に通達して情報の共有に努め、高潮等の対策を行う。</p> <p>また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、豊川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。</p> <p>また水門・樋門等の操作については高潮警報・高潮注意報・津波警報・津波注意報の発表時等に操作責任者が実施する。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第3 高潮対策</p> <p>2 水門・樋門等の点検</p> <p>市内26か所の水門・樋門等（資料編5-9）について、施設管理者は内外水位の調整を図り、市内を防護する。また、これら施設の機能を維持するため定期的な点検により現況を把握し、関係機関への通達等情報の共有に努め、高潮等の対策を行う。</p> <p>また、感潮河川である内川・土居川に対し、内川排水機場の整備・補修を行い、豊川水門及び古川水門閉鎖時の内水排除の体制整備に努めている。</p> <p>なお、水門・樋門等の操作については高潮警報・高潮注意報・津波警報・津波注意報の発表時等に操作責任者が実施する。</p>
82 ～ 83	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第5 下水道の整備</p> <p>公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。</p> <p>汚水整備に関しては、令和4年度末で、堺市の行政区域面積14,983haに対して、下水道必要整備面積が12,707haあり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は10,184haで、下水道処理人口普及率は98.5%である。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳））</p> <p>雨水整備事業に関しては、昭和27年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。</p> <p>雨水管渠や雨水ポンプ場など多くの施設を整備したが、宅地開発や土地利用の高度化等により新たな浸水被害が発生し、昭和57年や平成20年の豪雨では甚大な被害が発生した。さらに、近年の気候変動の影響などにより局地的降雨の発生が増加傾向にある。</p> <p>そのため、大雨による内水氾濫から市民の生命と財産を守るために、整備が必要な地区を選定し、重点化した対策を計画的かつ効果的に進めることに加え、気候変動の影響を考慮した施設の整備計画の見直しに取り組む。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第5 下水道の整備</p> <p>公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。</p> <p>汚水整備に関しては、令和6（2024）年度末で、堺市の行政区域面積14,983haに対して、下水道必要整備面積が12,707haあり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は10,215haで、下水道処理人口普及率は98.5%である。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳））</p> <p>雨水整備事業に関しては、昭和27（1952）年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。</p> <p>雨水管渠や雨水ポンプ場等多くの施設を整備、宅地開発や土地利用の高度化等により新たな浸水被害が発生し、昭和57（1982）年や平成20（2008）年、令和4（2022）年の豪雨では甚大な被害が発生した。さらに、近年の気候変動の影響等により局地的降雨の発生が増加傾向にある。</p> <p>そのため、大雨による雨水出水（内水浸水）から市民の生命と財産を守るために、整備が必要な地区を選定し、重点化した対策を計画的かつ効果的に進めることに加え、気候変動の影響を考慮した施設の整備計画の見直しに取り組む。</p>

頁	現 行	修 正
83 ～ 84	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第6 ため池の整備</p> <p>1 ため池の現状</p> <p>市内には 500 か所余りのため池があり、約 800ha の水田の多くに対し、灌漑用水源としての重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展により灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。</p> <p>【省略】</p> <p>4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策</p> <p>ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、市町村、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強に努め、情報伝達・避難等に必要となる、防災意識の向上を図り、ソフト対策（ため池ハザードマップ作成等）と併せ、総合的な防災・減災対策に努める。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第6 ため池の整備</p> <p>1 ため池の現状</p> <p>市内には 500 か所余りのため池があり、約 780ha の水田の多くに対し、灌漑用水源としての重要な役割を果たしている。また、地域によっては、都市化の進展により灌漑用の機能から、雨水貯留の機能に役割を変えつつあるため池もあり、水害防止の面からも大きく寄与している。</p> <p>【省略】</p> <p>4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策</p> <p>ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強に努める。また、情報伝達及び連絡体制整備を進め、避難等に必要となる防災意識の向上を図り、ソフト対策（ため池ハザードマップ作成等）と併せ、総合的な防災・減災対策に努める。府は、地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により共有するため、市は、当該情報を活用する。</p>
88	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>第4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、住民、要配慮者利用施設等への的確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び住民の協力を得て、その体制づくりに努める。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>第4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>5 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、市民、要配慮者利用施設等への的確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び市民の協力を得て、その体制構築に努める。</p>

頁	現 行	修 正
89	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減 第5節 土砂災害予防対策の推進 第6 宅地造成及び盛土等対策</p> <p>1 宅地造成に関する指導</p> <p>市は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定し、その他の土地の区域を、「特定盛土等規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第26条）に指定する。</p> <p>市は、開発事業者等に対して、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、宅地造成等に関する技術基準に適合するよう指導し、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>【省略】</p> <p>3 大規模盛土造成地の周知及び造成宅地防災区域の指定の検討</p> <p>市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識を高め、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>4 盛土の点検及び指導</p> <p>市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減 第5節 土砂災害予防対策の推進 第6 宅地造成及び盛土等対策</p> <p>1 宅地造成に関する指導</p> <p>市は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定する。</p> <p>市は、開発事業者等に対して、宅地造成等工事規制区域において、宅地造成等に関する技術基準に適合するよう指導し、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>【省略】</p> <p>3 大規模盛土造成地の周知</p> <p>市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識を高め、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進する。</p> <p>4 盛土の点検及び指導</p> <p>市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。</p> <p>国は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、市及び府が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去及び擁壁設置等の対策を支援する。</p>

頁	現 行	修 正
92 ～ 93	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減 第6節 危険物等災害予防対策 第4 管理化学物質災害予防対策</p> <p>市及び府は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、同条例に基づく指導及び関係法令も含めた周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。</p> <p>1 指導</p> <p>(1) 管理計画書等の策定・届出を徹底するよう指導する。 (2) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。</p> <p>(3) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。 (4) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により市民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、指導する。</p> <p>2 管理体制の整備</p> <p>管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導体制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。</p>	<p>第1章 被害の発生抑止・軽減 第6節 危険物等災害予防対策 第4 管理化学物質災害予防対策</p> <p>市及び府は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、同条例及び関係法令も含めた周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。</p> <p>1 事業所による管理化学物質等の災害予防対策の促進</p> <p>(1) 管理計画書等の策定・届出が着実に履行されるよう促す。 (2) 立入検査により管理計画等の進捗を確認し、大阪府化学物質適正管理指針に基づき助言等を行う。 (3) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう促す。 (4) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により市民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、周知啓発する。</p> <p>2 管理体制の整備</p> <p>管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導体制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備が適切に実施されるよう促す。</p>
97	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚</p> <p>市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援し、被災時の男女のニーズの違いや性的な少数者の方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるよう努める。</p> <p>また、行政主導等のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚</p> <p>市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等により、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、全ての機会を通じて、市民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援し、被災時の男女のニーズの違いや性的な少数者の方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する。</p> <p>また、行政主導等のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p>
98	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第1 防災知識の普及啓発等 【省略】</p> <p>併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第1 防災知識の普及啓発等 【省略】</p> <p>あわせて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女や性的な少数者の視点を考慮する。また、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p>

頁	現 行	修 正
98 ～ 99	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第1 防災知識の普及啓発等</p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>【省略】</p> <p>オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策</p> <p>【新設】</p> <p>カ 指定緊急避難場所・安全な親戚や知人宅等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 災害時の行動</p> <p>【省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第1 防災知識の普及啓発等</p> <p>1 普及啓発の内容</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>【省略】</p> <p>オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策</p> <p>カ 消火器、感震ブレーカーの設置</p> <p>キ 指定緊急避難場所・安全な親戚や知人宅等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 災害時の行動</p> <p>【省略】</p> <p>チ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときによるべき行動</p>
99	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第1 防災知識の普及啓発等</p> <p>2 普及啓発の方法</p> <p>(1) ホームページ、パンフレット等による啓発</p> <p>【省略】</p> <p>ア ホームページ イ 防災パンフレット、ハザードマップ ウ 広報さかい</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第1 防災知識の普及啓発等</p> <p>2 普及啓発の方法</p> <p>(1) ホームページ、パンフレット等による啓発</p> <p>【省略】</p> <p>ア ホームページ、SNS イ 防災パンフレット、ハザードマップ ウ 広報さかい</p>
101	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第3 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント、自然災害伝承碑等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第3 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝える。また、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。</p>

頁	現 行	修 正
105	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備 第2 自主防災組織の活動支援</p> <p>5 地域防災計画に定める地区防災計画</p> <p>錦西校区地区防災計画 安井校区地区防災計画 八田荘校区地区防災計画 八田荘西校区地区防災計画 鳳南校区地区防災計画 向丘校区地区防災計画 福泉東校区地区防災計画 福泉上校区地区防災計画 家原寺校区地区防災計画 上神谷地区防災計画 美木多校区地区防災計画 金岡校区地区防災計画 百舌鳥校区地区防災計画 平尾校区地区防災計画 黒山校区地区防災計画</p> <p>三宝校区地区防災計画カルテ 深阪校区地区防災計画 深井西校区地区防災計画 鳳校区地区防災計画 上野芝校区地区防災計画 福泉校区地区防災計画 浜寺東校区地区防災計画 浜寺石津校区地区防災計画 平岡校区地区防災計画 御池台校区地区防災計画 高倉台地区防災計画 新金岡校区地区防災計画 五箇荘校区地区防災計画 美原西校区地区防災計画 八上校区地区防災計画</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備 第2 自主防災組織の活動支援</p> <p>5 地域防災計画に定める地区防災計画</p> <p>錦西校区地区防災計画 安井校区地区防災計画 八田荘校区地区防災計画 八田荘西校区地区防災計画 鳳南校区地区防災計画 向丘校区地区防災計画 福泉東校区地区防災計画 福泉上校区地区防災計画 家原寺校区地区防災計画 上神谷地区防災計画 美木多校区地区防災計画 金岡校区地区防災計画 百舌鳥校区地区防災計画 平尾校区地区防災計画 黒山校区地区防災計画</p> <p>三宝校区地区防災計画カルテ 深阪校区地区防災計画 深井西校区地区防災計画 鳳校区地区防災計画 上野芝校区地区防災計画 福泉校区地区防災計画 浜寺東校区地区防災計画 浜寺石津校区地区防災計画 平岡校区地区防災計画 御池台校区地区防災計画 高倉台地区防災計画 新金岡校区地区防災計画 五箇荘校区地区防災計画 美原西校区地区防災計画 八上校区地区防災計画</p> <p>土師校区地区防災計画 浜寺昭和校区地区防災計画 竹城台校区地区防災計画 新金岡東校区地区防災計画</p> <p>東深井校区地区防災計画 高倉台西校区地区防災計画 晴美台地区防災計画</p>

頁	現 行	修 正
105 ～ 106	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備 第2 自主防災組織の活動支援 【省略】</p> <p>また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層や障害者が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促し、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図る。</p> <p>1 自主防災組織の主な活動内容</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>【省略】</p> <p>オ 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営のための体制づくり</p> <p>2 支援方法</p> <p>【省略】</p> <p>【新規】</p> <p>(3) 防災リーダーの育成（リーダー研修会等の開催） (4) 防災資器材の備蓄・整備 (5) 防災訓練の実施 (6) 地域防災力向上マニュアル等の活用</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備 第2 自主防災組織の活動支援 【省略】</p> <p>また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、防災士の取得支援や研修の実施等による防災リーダーの育成、若い世代等多様な年齢層や障害者が参加できるような環境整備等により、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促し、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図る。</p> <p>1 自主防災組織の主な活動内容</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>【省略】</p> <p>オ 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営のための体制構築</p> <p>2 支援方法</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 防災士の取得支援 (4) 防災リーダーの育成（リーダー研修会等の開催） (5) 防災資器材の備蓄・整備 (6) 防災訓練の実施 (7) 地域防災力向上マニュアル等の活用</p>
112	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第3節 都市の防災機能の強化 第2 災害に強い市街地の形成 3 公共住宅の建替事業の推進によるオープンスペース等との一体的な整備</p> <p>耐震性、耐火性の低い、老朽化した公共住宅の建て替えを推進し、入居者の安全確保を図り、発災時における入居者、避難者等の一時的な受入れを考慮したオープンスペース等との一体的な整備に努める。</p> <p>4 空き家等の対策</p> <p>市は、空き家等の管理不全対策として、平時よりセミナーの開催や専門家相談の機会を設け管理適正化を推進している。また、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</p> <p>府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市と相談窓口の普及啓発に努める。</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第3節 都市の防災機能の強化 第2 災害に強い市街地の形成 3 市営住宅の建替事業の推進によるオープンスペース等との一体的な整備</p> <p>耐震性、耐火性の低い、老朽化した市営住宅の建替えを推進し、入居者の安全確保を図り、発災時における入居者、避難者等の一時的な受入れを考慮したオープンスペース等との一体的な整備に努める。</p> <p>4 空き家の対策</p> <p>市は、空き家の管理不全対策として、平時よりセミナーの開催や専門家相談の機会を設けている。また、当該所有者等の責任において空き家の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</p> <p>5 所有者不明土地の活用</p> <p>市、国及び府は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</p>

頁	現 行	修 正
116 ～ 117	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第5節 消火・救助・救急体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>3 消防活動体制の整備</p> <p>(3) 消防職員の速やかな動員</p> <p>震災時には、地震災害消防活動計画に基づき、堺市、高石市及び大阪狭山市内で震度4以上を観測したときは消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が、また、堺市、高石市及び大阪狭山市内において震度5弱以上が観測されたときは全職員が参集指定場所に参集する。風水害発生時には、風水害消防活動計画に基づき速やかに招集・動員を行う。</p> <p>(4) 同時多発火災及び大規模火災の対応</p> <p>被害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため、地震災害消防活動計画に指定する消防活動重点地域、重要防ぎよ地区、優先防ぎよ対象物に対して、優先的に消防活動を行う体制を整備する。</p> <p>また、消防車両の動態管理等、災害の同時多発への対処体制の整備に努め、市内事業所等との協力体制の確立に努め、迅速な消防活動が実施できるよう、体制整備に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(8) 消防活動資機材等の備蓄と調達</p> <p>1999年に施行した地震災害時用備蓄基準に基づき、地震災害時の消火、救助、救急活動を効率的に遂行するために必要な資機材等について、現有数の不足している資機材等の備蓄を推進する。</p> <p>【省略】</p> <p>(11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、速やかに緊急消防援助隊を受け入れるため、消防組織法、緊急消防援助隊運用要綱及び大阪府緊急消防援助隊受援計画に基づき策定した堺市消防局緊急消防援助隊受援計画により、効果的な消防活動ができるよう、受援体制整備に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(13) 消防団の活性化</p> <p>地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。</p> <p>ア 体制整備</p> <p>人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善などにより組織強化に努める。</p> <p>イ 装備の強化</p> <p>安全ベスト・ヘッドライト等の安全確保用装備の充実強化を図る。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第5節 消火・救助・救急体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>3 消防活動体制の整備</p> <p>(3) 消防職員の速やかな動員</p> <p>震災時には、地震災害警防活動計画に基づき、堺市、高石市及び大阪狭山市内において、最大震度5弱以上の地震が発生したとき、長周期地震動階級3の地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、消防司令長以上の階級にある者と事前に定められた者が参集指定場所に参集する。また、堺市、高石市及び大阪狭山市内において、最大震度5強以上の地震が発生したとき又は長周期地震動階級4の地震が発生したときは、全職員が参集指定場所に参集する。</p> <p>風水害発生時には、風水害等警防活動計画に基づき速やかに招集・動員を行う。</p> <p>(4) 同時多発火災及び大規模火災の対応</p> <p>被害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため、地震災害警防活動計画に指定する消防活動重点地域、重要防衛地区、優先防衛対象物に対して、優先的に消防活動を行う体制を整備する。</p> <p>また、消防車両の動態管理等、災害の同時多発への対処体制の整備に努め、市内事業所等との協力体制の確立に努め、迅速な消防活動が実施できるよう、体制整備に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(8) 地震災害時用備蓄品の維持管理</p> <p>令和7（2025）年に改正した堺市震災警防基本計画に基づき、地震災害時に必要となる備蓄品について、適切な維持管理に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、速やかに緊急消防援助隊を受け入れるため、消防組織法、緊急消防援助隊運用要綱及び大阪府緊急消防援助隊受援計画に基づき策定した堺市消防局緊急消防援助隊等受援計画により、効果的な消防活動ができるよう、受援体制整備に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(13) 消防団の充実・強化</p> <p>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実・強化を図るため、体制整備や資器材の整備等に努める。</p> <p>ア 体制整備</p> <p>青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、処遇の改善に努める。</p> <p>イ 消防施設、装備の強化</p> <p>大規模災害等に備え、消防団屯所の耐震化をはじめ、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資器材や、ライフジャケット等の安全装備の整備を進め、拠点施設である消防団屯所の機能強化に努める。</p>

頁	現 行	修 正
	<p>ウ 消防団員の教育訓練 消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図り、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。</p> <p>【新設】</p> <p>エ 自主防災組織との連携強化 消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(15) 連携体制の整備 府、市、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等は平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。</p>	<p>ウ 消防団員の教育訓練 消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図り、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等の徹底、必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。</p> <p>エ 地域との交流 地域市民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを感じながら活動できる環境の構築に努める。</p> <p>オ 自主防災組織との連携強化 消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(15) 連携体制の整備 市、府、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊等は平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図る等、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。</p>
118	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第5節 消火・救助・救急体制の整備</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第5節 消火・救助・救急体制の整備 第4 緊急消防援助隊の充実強化 大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の資機材等の適切な整備を行う。</p>
119	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備 第1 災害時医療の基本的考え方</p> <p>1 現地医療活動 市は、災害拠点病院、市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関や堺市医師会に所属する医師により、あらかじめ構成される堺市医療救護班により、拠点救護所（急病診療センター）及び臨時救護所（中学校）において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備 第1 災害時医療の基本的考え方</p> <p>1 現地医療活動 市は、災害拠点病院、市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関や堺市医師会に所属する医師により、あらかじめ構成される堺市医療救護班により、拠点応急救護所（急病診療センター等）及び臨時救護所（中学校）において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。</p>
120	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 市は、大阪府、堺市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握し、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。</p> <p>また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 市は、大阪府、堺市医師会と相互に連携し、医療機関の被害状況や空床状況を把握し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。</p> <p>また、市及び府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、通信手段の多重化、多様化を図り、非常時における通信体制の確保に努める。</p>

頁	現 行	修 正
121	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備 第3 現地医療体制の整備</p> <p>1 災害時医療救護活動マニュアル（仮称）の策定</p> <p>堺市地震災害想定総合調査において、負傷者数が 12,812 人（上町断層帯地震）、2,870 人（東南海・南海地震）と想定されているように、大規模地震が発生した場合、軽傷者と重傷者が混在した多数の傷病者が殺到することが予想される。</p> <p>市は、災害初動期において多数の傷病者に適切に対応し、ひとりでも多くの人命を救助するため、災害時医療救護活動マニュアル（仮称）を策定しながら、次の 2～4 に示す体制整備を図り、救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の具体的手順を定める。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備 第3 現地医療体制の整備</p> <p>1 堺市災害時医療救護活動ガイドラインの活用</p> <p>堺市地震災害想定総合調査において、負傷者数が 12,812 人（上町断層帯地震）、2,870 人（東南海・南海地震）と想定されているように、大規模地震が発生した場合、軽傷者と重傷者が混在した多数の傷病者が殺到することが予想される。</p> <p>市は、災害初動期において多数の傷病者に適切に対応し、ひとりでも多くの人命を救助するため、災害時の医療提供体制の基本的な事項や医療救護活動に関する標準的な事項を示す堺市災害時医療救護活動ガイドラインを活用しながら、次の 2～4 に示す体制整備を図る。</p>
122	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備 第5 医薬品等の備蓄及び確保</p> <p>1 備蓄</p> <p>市は、災害時に必要とされる医薬品等の備蓄すべき品目、数量を定め、堺市薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第6節 災害時医療体制の整備 第5 医薬品等の備蓄及び確保</p> <p>1 備蓄</p> <p>市は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時から災害薬事コーディネーターである薬剤師等の助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整備する。あわせて、災害時に必要とされる医薬品等の備蓄すべき品目、数量を定め、堺市薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。</p>
127	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備 第3 指定避難所の指定、整備</p> <p>【省略】</p> <p>さらに、平時から、指定避難所の場所、受入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備 第3 指定避難所の指定、整備</p> <p>【省略】</p> <p>さらに、平時から、指定避難所の場所、受入れ人数、家庭動物の受け入れ方法等について市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>

頁	現 行	修 正
128 ～ 129	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>第3 指定避難所の指定、整備</p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>(4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平時から、保健所との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。</p> <p>また、保健所は、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>第3 指定避難所の指定、整備</p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>(4) 市は、指定避難所において、各施設管理者との連携を図り、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。加えて、指定避難所における良好な生活環境を確保するため、男女や性的少数者のニーズの違い等、男女双方や性的少数者の視点を考慮の上、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図等の施設の利用計画を作成するよう努め、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。</p> <p>なお、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討する。</p> <p>府は、飲料水や空気環境、トイレの衛生等の環境衛生対策をまとめたガイドを市に周知・啓発し、生活環境の確保に必要な知識、対策の普及に努める。</p> <p>(5) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の発生時における自宅療養者等の被災に備え、災害発生前から、保健所との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努め、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う。</p> <p>また、保健所は、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整を図る。</p>
130	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>第3 指定避難所の指定、整備</p> <p>4 指定避難所の管理運営体制の整備</p> <p>(5) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>第3 指定避難所の指定、整備</p> <p>4 指定避難所の管理運営体制の整備</p> <p>(5) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れる。また、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p>
131	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>第4 避難者の状況把握に向けた準備</p> <p>市は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行う。また、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討する。</p>

頁	現 行	修 正
131	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>第5 在宅避難等</p> <p>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。</p> <p>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>
131 ～ 132	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>第4 避難誘導体制の整備</p> <p>1 市</p> <p>(1) 市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導体制を整備し、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団や福祉サービス事業者など住民と連携した体制づくりを推進する。</p> <p>【省略】</p> <p>なお、避難行動要支援者の避難については、避難誘導をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、避難行動要支援者支援プラン（＝「堺市災害時要援護者避難支援ガイドライン」）に基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するよう努める。</p> <p>府は、市が地域の実情に応じて独自に作成・実施する避難行動要支援者支援プランについて、その基本的な考え方や留意点を示した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を作成した。</p> <p>(2) 市（危機管理室・健康福祉局・区役所）は、災害時における避難行動要支援者の安否確認について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ体制づくりを推進する。</p> <p>(3) 市（危機管理室）は、災害時における市管理外の広域避難地等の活用について、府等施設管理者との対応方針や役割分担等の協議を行い、安全に避難が可能な体制づくりを推進する。</p>	<p>第2章 災害の拡大の抑止</p> <p>第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備</p> <p>第6 避難誘導体制の整備</p> <p>1 市</p> <p>(1) 市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては市民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導体制を整備し、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団や福祉サービス事業者等市民と連携した体制構築を推進する。</p> <p>【省略】</p> <p>なお、避難行動要支援者の避難については、避難誘導をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備する。</p> <p>(2) 市（危機管理室・健康福祉局・区役所）は、災害時における避難行動要支援者の安否確認について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ体制構築を推進する。</p> <p>(3) 市（危機管理室）は、災害時における市管理外の広域避難地等の活用について、府等施設管理者との対応方針や役割分担等の協議を行い、安全に避難が可能な体制構築を推進する。</p>

<p>136 ～ 137</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第1 中枢組織体制の整備</p> <p>1 市の組織体制の整備</p> <p>(2) 堺市防災対策推進本部</p> <p>堺市地域防災計画に基づく防災対策の総合的な推進を図るため設置する。</p> <p>本部長 危機管理室担任副市長</p> <p>副本部長 技監、交通政策監、危機管理監</p> <p>本部員 上下水道局長、市長公室長、政策調整監、ICT イノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、ダイバーシティ推進監、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、人事委員会事務局長、議会事務局長</p> <p>幹事長 危機管理室長</p> <p>幹事 秘書課参事（危機管理担当）、危機管理課長、防災課長、ICT イノベーション推進室参事（危機管理担当）、泉北ニューデザイン推進室参事（危機管理担当）、総務課参事（危機管理担当）、資金課参事（危機管理担当）、区政推進課参事（危機管理担当）、観光企画課参事（危機管理担当）、環境政策課参事（危機管理担当）、健康福祉総務課参事（危機管理担当）、子ども企画課参事（危機管理担当）、産業企画課参事（危機管理担当）、建築都市総務課参事（危機管理担当）、建設総務課参事（危機管理担当）、堺区役所部理事（危機管理担当）、中区役所部理事（危機管理担当）、東区役所部理事（危機管理担当）、西区役所部理事（危機管理担当）、南区役所部理事（危機管理担当）、北区役所部理事（危機管理担当）、美原区役所部理事（危機管理担当）、警防課長、出納課長、経営企画室危機管理・広報広聴担当課長、教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）、選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）、監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）、農業委員会事務局参事（危機管理担当）、人事委員会事務局参事（危機管理担当）、議会事務局総務課長</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 堺市災害対策本部</p> <p>【省略】</p> <p>本部員 教育長、上下水道局長、技監、交通政策監、市長公室長、市政改革監、ICT イノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監、総務局長、財政局長、市民人権局長、ダイバーシティ推進監、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、堺区長、中区長、東区長、西区長、南区長、北区長、美原区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長、教育監、議会事務局長</p>
--------------------------	--

頁	現 行	修 正
	<p>※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができ る。事務局員、男女共同参画推進担当部局や男女共同参画センター指定管理者の職 員、(6)に定める危機管理センター長、副センター長、センター員等</p>	<p>育監、議会局長</p> <p>※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができ る。</p>
139	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第1 中枢組織体制の整備</p> <p>2 市の動員体制の整備</p> <p>※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）：南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲 で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若し くは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすりが観測されたと評価さ れた場合に気象庁が発表する情報</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第1 中枢組織体制の整備</p> <p>2 市の動員体制の整備</p> <p>【省略】</p> <p>※1 監視領域内（想定震源域と海溝軸外側 50km 程度までの範囲）において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く</p>

頁	現 行	修 正
144 ～ 145	<p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第3 防災拠点の整備</p> <p>1 防災センターの整備 次の役割を有した「堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。 【機能】 (1) 市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能 (2) 災害用資器材等の備蓄 (3) 物資備蓄・配送拠点 (4) 災害対策本部の代替機能 (5) 災害時用臨時ヘリポート (6) 消防、警察、自衛隊等広域応援部隊の駐留拠点 (7) 消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設 また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化をめざすことから「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを防災拠点として活用する。</p> <p>2 拠点備蓄倉庫の整備 市は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、物資中継輸送機能を備えた拠点備蓄倉庫を整備する。拠点備蓄倉庫は、直近市町への応援派遣及び他自治体等からの受援も想定してこれを整備する。 【機能】 (1) 市の備蓄拠点、物資輸送拠点</p> <p>3 区役所備蓄倉庫</p> <p>4 指定避難所備蓄倉庫</p>	<p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第3 防災拠点の整備</p> <p>1 堺市総合防災センターの整備 堺市総合防災センターは、次の機能を有し、堺市域を包括できる防災拠点として整備する。 【機能】 (1) 市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能 (2) 災害用資器材等の備蓄 (3) 物資備蓄・配送拠点 (4) 消防局の代替機能 (5) 災害時用臨時ヘリポート (6) 緊急消防援助隊等の駐留拠点 (7) 消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設 また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化をめざすことから堺市総合防災センターを補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを防災拠点として活用する。</p> <p>【削除】</p> <p>2 区役所備蓄倉庫</p> <p>3 指定避難所備蓄倉庫</p>

頁	現 行	修 正
146	<p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第5 応援体制の整備</p> <p>6 自治体等からの受援計画の整備</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第5 応援体制の整備</p> <p>6 自治体等からの受援計画の整備</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 応援職員の環境整備・装備の充実</p> <p>市及び府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮する。</p> <p>ア 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地等宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成</p> <p>イ 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</p> <p>ウ パーティション等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保</p>
147 ～ 148	<p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第6 空地等の管理体制</p> <p>公共用地等の空地等は、震災発生直後の一時避難場所から、その後の救援活動拠点、輸送拠点、災害廃棄物等の仮置き場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列に変化していく。そのため、限られた空地を効果的に活用するため、時系列に変化していく利用需要を踏まえながら、必要度の高いものから利用方法を決定していく必要がある。</p> <p>このため、あらかじめ、公共用地等の空地のリストアップと時系列に応じた利用用途を整理しておく。</p>	<p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第6 空き地等の管理体制</p> <p>公共用地等の空き地等は、震災発生直後の一時避難場所としての利用をはじめ、救援活動拠点、輸送拠点、災害廃棄物等の仮置き場、応急仮設住宅建設用地等、災害対応の進行に伴い、その利用目的や需要が段階的に変化する。</p> <p>このため、限られた空き地を効果的に活用するには、各段階における利用需要を踏まえ、必要性の高い用途から優先的に利用方法を決定することが求められる。</p> <p>よって、あらかじめ公共用地等の空き地をリストアップし、災害対応の各段階に応じた利用用途を整理しておくことが重要である。</p>
150 ～ 151	<p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第8 人材の教育</p> <p>市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、専門的知見を有する防災担当職員の育成を行うことにより災害対応力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れ、職員への防災教育を充実する。</p> <p>また、市は、府や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。</p>	<p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第8 人材の教育</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの防災体制の強化の強化に加え、専門的知見を有する防災担当職員の育成を通じて、災害対応力の向上を図る。</p> <p>この際、男女共同参画の視点を踏まえた防災教育の充実を図り、職員の意識向上と多様なニーズに対応できる体制の構築に努める。</p> <p>また、市は、府や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。</p>

頁	現 行	修 正
152	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第9 防災教育</p> <p>(2) 就学前教育、初等、中等教育における防災教育の推進</p> <p>教育委員会は、幼・小・中・高等学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第9 防災教育</p> <p>(2) 就学前教育、初等、中等、高等教育における防災教育の推進</p> <p>教育委員会は、幼・小・中・高等・支援学校の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。</p>
153	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第10 防災に関する調査研究の推進</p> <p>市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。</p> <p>なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第10 防災に関する調査研究の推進</p> <p>市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。</p> <p>なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドサービス、SNS の活用等、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。</p>
154	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応</p> <p>4 被災者支援システムの導入</p> <p>市は、災害発生後の被災者が生活再建を円滑に行うため、被災者支援システムの導入に努める。</p> <p>5 受援体制の強化</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応</p> <p>【削除】</p> <p>4 受援体制の強化</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう受援計画を策定し、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。なお、市及び府は、平時より、災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。</p>
155	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第1 災害情報収集伝達システムの整備</p> <p>1 防災関連システムの改善</p> <p>【省略】</p> <p>市及び府は、被災者等への情報伝達手段としてインターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第1 災害情報収集伝達システムの整備</p> <p>1 防災関連システムの改善</p> <p>【省略】</p> <p>市及び府は、被災者等への情報伝達手段としてインターネットや携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p> <p>【省略】</p> <p>(9) 無人航空機を利用した情報収集体制の整備</p>

頁	現 行	修 正
157	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第2 情報収集伝達体制の強化</p> <p>市、府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口を明確化し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、L アラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネットのポータルサイトや防災情報メール、SNS、緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第2 情報収集伝達体制の強化</p> <p>市、府及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口を明確化し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、L アラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネットのポータルサイトや防災情報メール、防災アプ、SNS、緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>
158	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第3 災害広報体制の整備</p> <p>1 災害広報・広聴責任者の選任</p> <p>(3) 要配慮者に配慮した広報手段の確保</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第3 災害広報体制の整備</p> <p>1 災害広報・広聴責任者の選任</p> <p>(3) 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段等の確保</p> <p>特に、市及び府は、障害者に関し、障害の種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。</p>
159	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第5 観測体制の整備</p> <p>2 テレメータシステムの活用</p> <p>風水害等の自然災害を防ぐため、防災テレメータや、大阪府防災テレメータ及び大阪府ため池防災テレメータ（簡易防災テレメータを含む）からの情報を活用して市内各所の雨量、河川・ため池の水位等を常時観測する体制を整備し、インターネット等を活用し広く市民への情報配信に努める。</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>第5 観測体制の整備</p> <p>2 テレメータシステムの活用</p> <p>風水害等の自然災害を防ぐため、防災テレメータや、大阪府防災テレメータ及び大阪府ため池防災テレメータ（簡易防災テレメータを含む）からの情報を活用して市内各所の雨量、河川・ため池の水位等を常時観測する体制を整備し、インターネット等を活用し広く市民への情報発信に努める。</p>
161	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第3節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 陸上輸送体制の整備</p> <p>【新設】</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第3節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 陸上輸送体制の整備</p> <p>5 緊急通行車両確認標章等の交付</p> <p>防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について緊急通行車両確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。また、市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるよう、周知及び普及を図る。</p>
164	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第3節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第7 輸送手段の確保</p> <p>3 緊急交通車両の事前届出</p> <p>市は、市有車両を充てて災害時における輸送車両の確保に努めるものとし、必要に応じて府公安委員会に対して、「緊急通行車両事前届出書」を提出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるものとする。</p>	<p>第3章 防災体制の整備</p> <p>第3節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第7 輸送手段の確保</p> <p>3 緊急交通車両の事前届出</p> <p>市は、市有車両を充てて災害時における輸送車両の確保に努め、必要に応じて府公安委員会に対して、緊急通行車両確認申出を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。</p>

頁	現 行	修 正
164	<p>第3章 防災体制の整備 第3節 緊急輸送体制の整備 第8 交通規制・管制の確保 【新設】</p> <p>1 府公安委員会 災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。</p>	<p>第3章 防災体制の整備 第3節 緊急輸送体制の整備 第8 交通規制・管制の確保 1 府 災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、あらかじめ緊急通行車両の確認申出があり、緊急通行車両と認めたときは、原則緊急通行車両確認標章等を交付する。</p> <p>2 府公安委員会 災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両確認標章等」を交付する。</p>
166	<p>第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第1 給水体制の整備 市（上下水道局）は、災害発生後速やかに1人1日当たり3リットルの飲料水を供給できるよう、日本水道協会が中心となる枠組みに基づく水道事業体による応援体制及び自衛隊等の応援による応急給水体制を整備する。</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第1 給水体制の整備 市は、災害発生後速やかに1人1日当たり3Lの飲料水を供給できるよう、日本水道協会が中心となる枠組みに基づく水道事業体による応援体制及び自衛隊等の応援による応急給水体制を整備する。また、 応急給水体制の整備とは別に井戸水による生活用水の確保に努める。</p>
166 ～ 167	<p>第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第1 給水体制の整備 【省略】 【新設】</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第1 給水体制の整備 【省略】 3 井戸水による生活用水の確保 市及び府は、災害時における家庭用等の井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進する等、生活用水の確保に努める。</p>

頁	現 行	修 正
168 ～ 169	<p>第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第2 食料・生活必需品の確保</p> <p>1 府、市の備蓄等</p> <p>(2) その他の物資の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹼、歯磨きセット等） イ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ウ 精米、即席麺などの主食 エ 飲料水 オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等） カ ブルーシート、土のう袋 キ 車いす、視覚障害者用つえ等の福祉用具等 ク 仮設風呂・仮設シャワー ケ 簡易ベッド、間仕切り等 コ 遺体収容袋など <p>(3) 備蓄、供給体制の整備</p> <p>【省略】</p> <p>府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第2 食料・生活必需品の確保</p> <p>1 市及び府の備蓄等</p> <p>(2) その他の物資の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹼、歯磨きセット等） イ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ウ 精米、即席麺等の主食 エ 飲料水 オ 炊事道具・食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等） カ ブルーシート、土のう袋 キ 車いす、視覚障害者用つえ等の福祉用具等 ク 仮設風呂・仮設シャワー ケ 簡易ベッド、間仕切り等 コ 遺体収容袋等 <p>(3) 備蓄、供給体制の整備</p> <p>【省略】</p> <p>府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努め、国はこれを支援する。</p>

頁	現 行	修 正
171 ～ 172	<p>第4章 被災者支援の充実 第2節 ライフライン機能の確保 第1 上水道</p> <p>1 応急復旧体制の強化</p> <p>(2) 緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。 (大阪広域水道企業団、大阪市、大阪狭山市、高石市、富田林市、松原市、和泉市)</p> <p>(3) 関係機関との協力体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 日本水道協会との連携 ・19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書、大阪広域水道震災対策相互応援協定、周辺市（富田林市・高石市・松原市・和泉市）との災害時等相互応援に関する協定、堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書に基づく応援体制の強化 <p>【省略】</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加する。また、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第2節 ライフライン機能の確保 第1 上水道</p> <p>1 応急復旧体制の強化</p> <p>(2) 緊急連絡管等の多重化等によりバックアップ機能を強化する。 (大阪広域水道企業団、大阪市、松原市、和泉市)</p> <p>(3) 関係機関との協力体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 日本水道協会との連携 ・19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書、大阪広域水道震災対策相互応援協定、周辺市（松原市・和泉市）との災害時等相互応援に関する協定、堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書に基づく応援体制の強化 <p>【省略】</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>市は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制・応援受援体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）等が計画する防災訓練に参加する。また、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。</p>
176	<p>第4章 被災者支援の充実 第2節 ライフライン機能の確保 第5 電気通信</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市（危機管理室）などが計画する防災訓練において定期的・計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信の確保 (4) 各種災害対策機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 	<p>第4章 被災者支援の充実 第2節 ライフライン機能の確保 第5 電気通信</p> <p>3 防災訓練の実施</p> <p>防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市（危機管理室）等が計画する防災訓練において定期的・計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信の確保 (4) 各種災害対策機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 <p>市等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力することで、平常時からの連携体制を構築する。</p>

頁	現 行	修 正
178	<p>第4章 被災者支援の充実 第3節 交通機能の確保 第2 道路施設</p> <p>道路管理者は、道路・橋りょう上の障害物除去のための体制の整備を図る。</p> <p>また、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第3節 交通機能の確保 第2 道路施設</p> <p>国は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成し、必要に応じてその見直しを行う。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努める。</p> <p>道路管理者は、道路・橋りょう上の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）のための体制の整備を図る。</p> <p>また、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。</p>
180 ～ 181	<p>第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策 第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備</p> <p>1 府</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等</p> <p>地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月修正）」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（平成27年2月改訂）」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。</p> <p>【省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策 第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備</p> <p>1 府</p> <p>(1) 個別避難計画の作成支援等</p> <p>府は、市における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかける。また、個別避難計画の策定等、避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう、事例や留意点等の提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 難病患者等への支援体制の構築</p> <p>府は、平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確認を行うための取組を進める。また、市、医療機関、訪問看護ステーション、市民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。</p> <p>府は、大阪府訪問看護ステーション協会等との連携により、在宅療養人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等に係る支援を行う。</p>

頁	現 行	修 正
181 ～ 182	<p>第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策 第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備</p> <p>2 市</p> <p>府が示した指針等に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、本人の意思及び個人情報の保護に十分留意しつつ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援対策を定める。</p> <p>また、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。</p> <p>【省略】</p> <p>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、校区福祉委員会等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等に応じて、定期的に更新する期間や仕組みを構築し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策 第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備</p> <p>2 市</p> <p>本人の意思及び個人情報の保護に十分留意しつつ、地域の実情に応じた避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援対策を定める。</p> <p>また、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得る。また、地域特有の課題に留意しながら、個別避難計画の策定を進める。</p> <p>【省略】</p> <p>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、校区福祉委員会等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等に応じて、定期的に更新する期間や仕組みを構築し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。また、名簿及び計画作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。さらに、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をする。</p> <p>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>気象庁は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。</p>

頁	現 行	修 正
183	<p>第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策 第3 福祉避難所の指定</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な避難行動要支援者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において避難行動要支援者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として避難行動要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所として指定し、福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p>また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策 第3 福祉避難所の指定</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な避難行動要支援者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、避難行動要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において避難行動要支援者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として避難行動要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を福祉避難所として指定し、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。また、福福祉避難所の役割について市民に周知する。</p> <p>また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p>
189	<p>第4章 被災者支援の充実 第6節 保健衛生対策 第2 し尿処理 【省略】 【新設】</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第6節 保健衛生対策 第2 し尿処理 【省略】</p> <p>3 し尿処理施設対策</p> <p>災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、し尿処理施設設備の強化と保全に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。 (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施する等、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。 (3) 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備する。また、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。 (4) 市は、災害時における水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。 (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。 (6) 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

頁	現 行	修 正
190	<p>第4章 被災者支援の充実</p> <p>第6節 保健衛生対策</p> <p>第3 ごみ処理</p> <p>【省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>第4章 被災者支援の充実</p> <p>第6節 保健衛生対策</p> <p>第3 ごみ処理</p> <p>【省略】</p> <p>5 ごみ処理施設対策</p> <p>(1) 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</p> <p>(2) 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施する等し、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</p> <p>(3) 市は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備する。また、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。</p>
190	<p>第4章 被災者支援の充実</p> <p>第6節 保健衛生対策</p> <p>第4 がれき等災害廃棄物処理</p> <p>災害時には、家屋の倒壊等により大量のがれき等災害廃棄物が発生することが想定され、これらは災害廃棄物として処理する必要がある。早期の復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</p> <p>また、市（環境局）は、以下の対策を実施し、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に進められるよう、体制を整備するものとする。</p>	<p>第4章 被災者支援の充実</p> <p>第6節 保健衛生対策</p> <p>第4 がれき等災害廃棄物処理</p> <p>災害時には、家屋の倒壊等により大量のがれき等災害廃棄物が発生することが想定され、これらは災害廃棄物として処理する必要がある。早期の復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</p> <p>また、市は、以下の対策を実施し、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に進められるよう、体制を整備する。</p>
194 ～ 195	<p>第4章 被災者支援の充実</p> <p>第8節 応急住宅対策</p> <p>第3 応急仮設住宅等の事前準備</p> <p>1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定</p> <p>市（建築都市局）は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。</p> <p>現状で指定する建設候補地面積での建設可能戸数は4,621棟であり、上町断層帯地震で想定される全壊棟数と焼失棟数の合計の96,566棟に対して大きく不足していることから、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に提供できる体制の整備に努める。</p> <p>2 応急仮設住宅の調達体制等の確立</p> <p>市は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者の住宅の仕様については合理的配慮を行う。</p>	<p>第4章 被災者支援の充実</p> <p>第8節 応急住宅対策</p> <p>第3 応急仮設住宅等の事前準備</p> <p>1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定</p> <p>市は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空き地等の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。</p> <p>現状で指定する建設候補地面積での建設可能戸数は2,262棟であり、上町断層帯地震で想定される全壊棟数と焼失棟数の合計の96,566棟に対して大きく不足していることから、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速に提供できる体制の整備に努める。</p> <p>2 応急仮設住宅の調達体制等の確立</p> <p>市は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、府と役割分担や手続きについての事務委任協定を締結している。また、要配慮者の住宅の仕様については合理的配慮を行う。</p>

頁	現 行	修 正
196	<p>第4章 被災者支援の充実 第9節 ボランティアの活動環境の整備</p> <p>2 人材の育成</p> <p>各機関は、災害時にボランティア活動を行える人材の確保・育成に努め、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成及びボランティアグループのネットワークづくりの支援に努める。</p> <p>3 支援体制の整備</p> <p>災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあっせん若しくは提供できるようあらかじめ計画し、活動のための環境づくりの整備に努める。</p> <p>また、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合などに、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平時からボランティア団体との連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。</p> <p>さらに、災害時にボランティアが活動するうえで必要な情報提供及びボランティア・コーディネート機能をもつた体制のあり方について検討する。</p> <p>【省略】</p> <p>5 災害時支援協力員制度</p> <p>上下水道局は、上下水道事業に関する知識や経験を有する元上下水道局職員の協力を得て、水道及び下水道に係る災害・事故等への対応強化を目的に「災害時支援協力員制度」を運用する。</p> <p>6 情報共有会議の整備・強化</p>	<p>第4章 被災者支援の充実 第9節 ボランティアの活動環境の整備</p> <p>2 人材の育成</p> <p>各機関は、災害時にボランティア活動を行える人材の確保・育成に努め、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成及びボランティアグループのネットワーク構築の支援に努める。</p> <p>3 支援体制の整備</p> <p>災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあっせん若しくは提供できるよう、男女や障害者等多様な人々の視点を考慮した上であらかじめ計画し、活動のための環境整備に努める。</p> <p>また、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、市は、平時からボランティア団体との連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。</p> <p>さらに、災害時にボランティアが活動する上で必要な情報提供及びボランティア・コーディネート機能をもつた体制のあり方について検討する。</p> <p>【省略】</p> <p>【削除】</p> <p>5 情報共有会議の整備・強化</p>

■堺市地域防災計画 応急対策（地震・津波編）

頁	現 行	修 正
202	<p>第1章 初動期の活動 第1節 組織動員 第2 職員動員計画 1 配備の基準 (略) ※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）：南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場 合に気象庁が発表する情報</p>	<p>第1章 初動期の活動 第1節 組織動員 第2 職員動員計画 1 配備の基準 (略) ※1 監視領域内（想定震源域と海溝軸外側 50km 程度までの範囲）において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p>

	<p>2 勤員の基準</p> <p>(1) 勤務時間外における自動参集</p> <p>ア 市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき又は特別警報（震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の緊急地震速報）が発表されたとき</p> <p>全職員は、勤務時間外に市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき（大阪管区気象台発表）又は特別警報（震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の緊急地震速報）が発表されたときは、全員配備の指令があったものとして、職員自身と家族等の安全を確保のうえ、速やかに次に定める区分により参集し、任務につかなければならぬ。</p> <p>なお、津波警報が発表された場合は、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。ただし、市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合のみ、所属長は職員の安全確保に十分留意のうえ、参集させることとする。</p> <p>また、浸水想定区域内に居住する職員は、津波から避難する際、市民へ避難の呼び掛けを行うなど、避難誘導に努める。</p> <p>① 所属参集</p> <p>課長級以上の職員及び災害時に実施すべき必要最低限の通常業務並びに防災対策を遂行するうえで特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所若しくは各所属で定めるそれぞれの拠点施設に参集する。また、区役所の各課に所属する職員（地震時選定職員を除く）においては自己の勤務する区役所に参集する。</p> <p>② 直近参集</p> <p>所属参集以外の職員は、指定された（居住地の直近の）区役所に参集する。</p> <p>職員の直近参集場所は、表を基本とし、毎年、各区役所の参集人数を考慮し、指定する。</p> <p>③ 避難所参集（地震時選定職員）</p> <p>地震時選定職員は、出動区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。</p> <p>なお、大阪府に大津波警報及び津波警報が発表された場合、<u>津波浸水想定区域内の指定避難所は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する地震時選定職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。</u></p> <p>イ 大阪府に大津波警報が発表されたとき（市域において震度 5 強以下を観測したとき）</p> <p>大阪府に大津波警報が発表されたときは、市域において観測された震度が 5 強以下であっても、全員配備の指令があったものとして、職員自身と家族等の安全を確保のうえ、速やかに次に定める区分により参集し、任務につかなければならぬ。</p> <p>なお、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。ただし、市民の生命を守るために必要不可欠な対策を講じるなどの場合のみ、所属長は職員の安全確保に十分留意のうえ、参集させることとする。</p> <p>また、浸水想定区域内に居住する職員は、津波から避難する際、市民へ避難の呼び掛けを行うなど、避難誘導に努める。</p>
--	--

202
～
207

【省略】

① 所属参集
「ア 市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき」と同様とする。

② 直近参集
「ア 市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき」と同様とする。

③ 避難所参集（地震時選定職員）
堺区・西区の指定避難所の地震時選定職員は、出動区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、津波浸水想定区域内の指定避難所（「3 津波浸水想定区域の指定避難所」参照）は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する地震時選定職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

中区・東区・南区・北区・美原区の指定避難所の地震時選定職員に任命されている職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

【省略】

3 津波浸水想定区域の地震時選定職員の参集について

地震時選定職員は、自動参集基準により参集する場合、津波による浸水被害を受けるおそれがあることから、参集フローは以下の図のとおりとする。

① 所属参集
大津波警報が発表されたときは、「ア 市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき」と同様とする。また、津波警報が発表されたときは、総合的応急対策活動を遂行する上で特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所もしくは各所属で定めるそれぞれの拠点施設に参集する。

② 直近参集
大津波警報が発表されたときは、「ア 市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき」と同様とする。

③ 避難所参集（地震時選定職員）
津波避難対象地域及び津波注意地域の域外の指定避難所を担当する地震時選定職員は、出動区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元の市民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、大阪府に大津波警報及び津波警報が発表された場合、津波避難対象地域及び津波注意地域の域内の指定避難所を担当する地震時選定職員は、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。

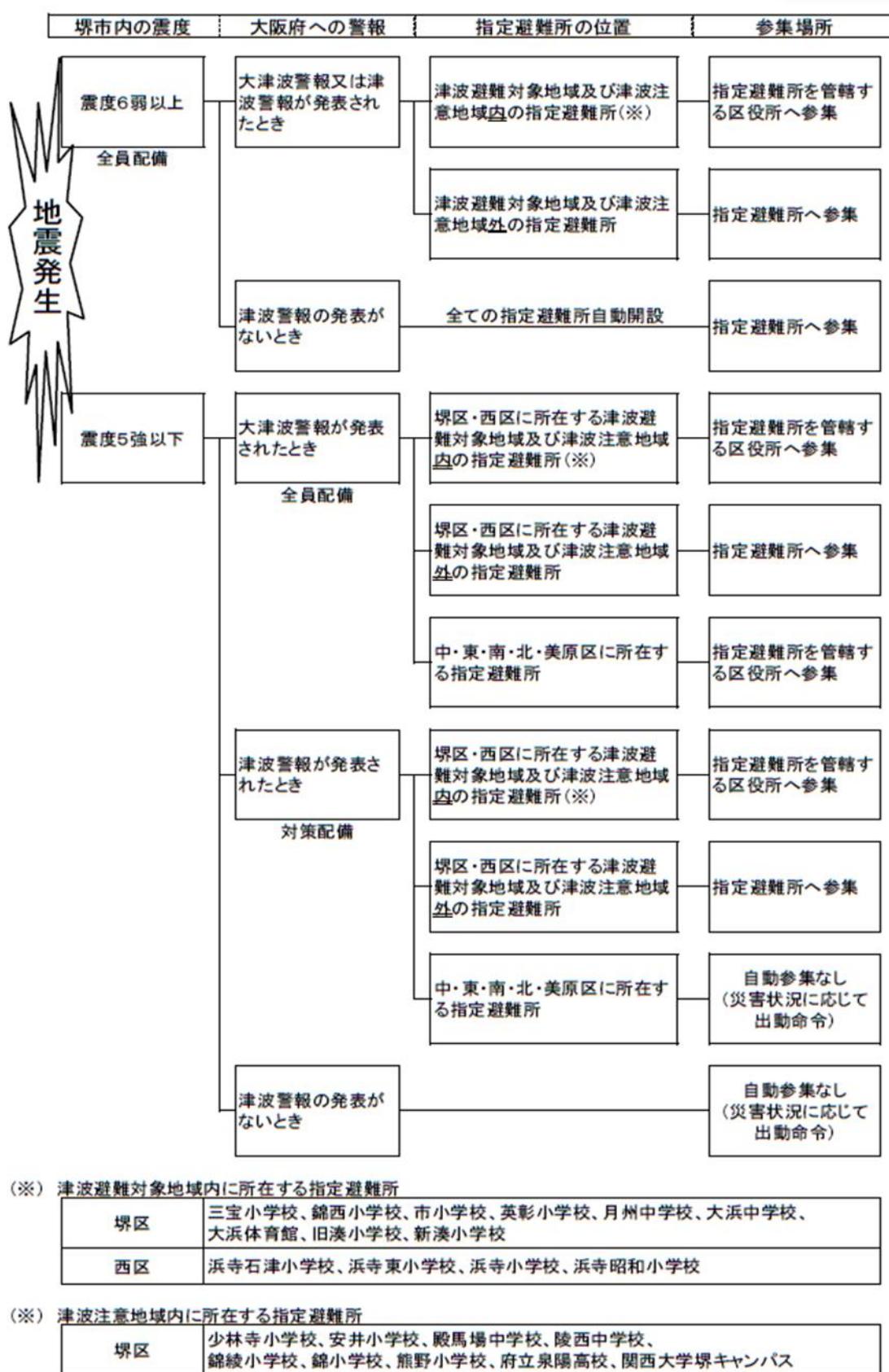
【削除】

【省略】

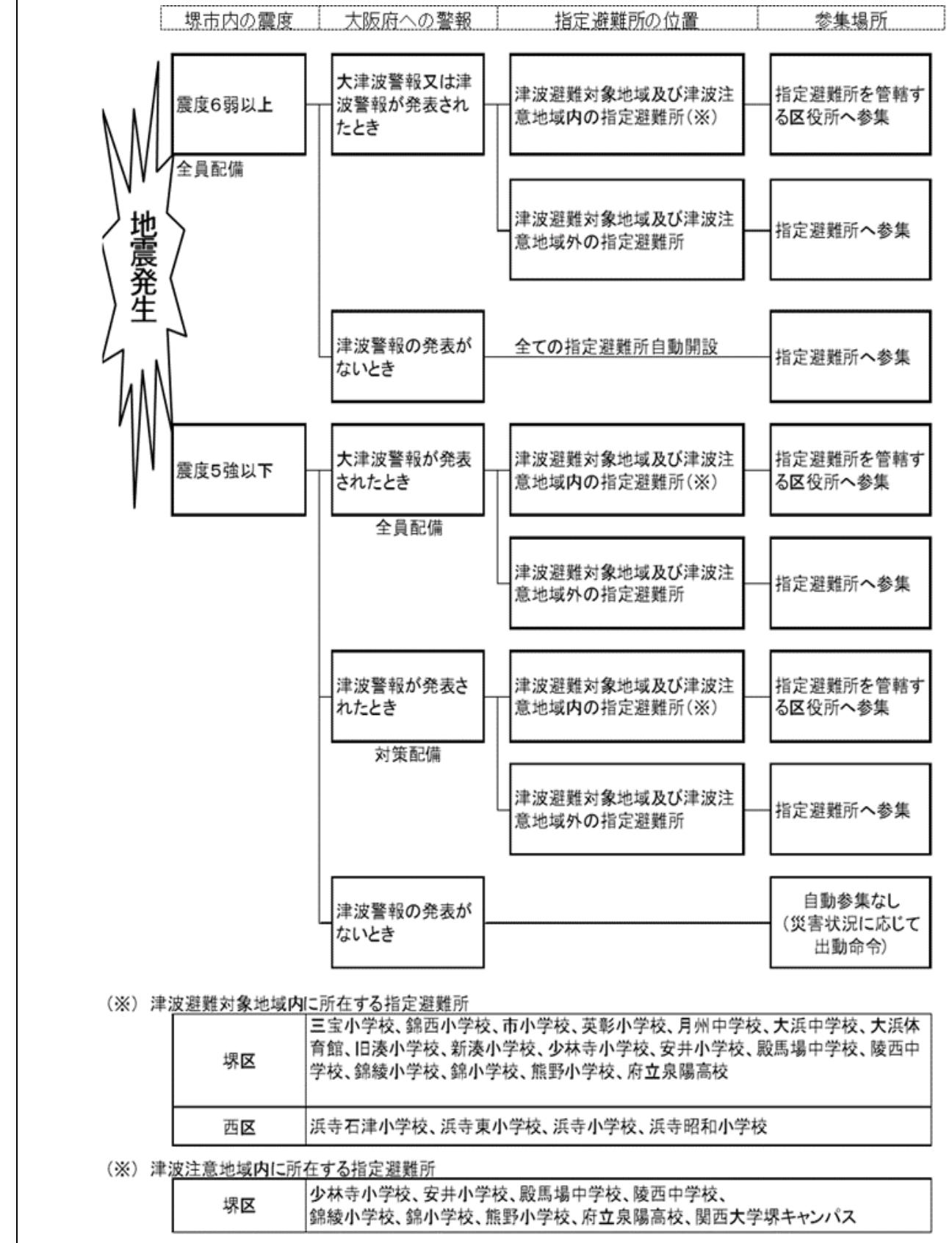
3 地震発生時の地震時選定職員の自動参集について

地震発生時の地震時選定職員の自動参集のフローは以下の図のとおりとする。

地震時選定職員の自動参集フロー図



地震時選定職員の自動参集フロー図



頁	現 行	修 正												
214	<p>第1章 初動期の活動 第2節 津波対策 第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する津波警報等や地震情報</p> <p>(4) 地震情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td><td> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合にも発表することがある。 </td><td> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表※ ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表 </td></tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表※ ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表	<p>第1章 初動期の活動 第2節 津波対策 第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する津波警報等や地震情報</p> <p>(4) 地震情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td><td> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合にも発表することがある（当面の対応） </td><td> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表※ ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で日本でも火山噴火等による潮位変化が観測される可能性がある旨を発表し、その後隨時潮位変化や気圧変化の観測状況を発表 </td></tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合にも発表することがある（当面の対応）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表※ ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で日本でも火山噴火等による潮位変化が観測される可能性がある旨を発表し、その後隨時潮位変化や気圧変化の観測状況を発表
地震情報の種類	発表基準	内容												
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表※ ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表												
地震情報の種類	発表基準	内容												
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合にも発表することがある（当面の対応）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表※ ※国外で発生した大規模噴火を観知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で日本でも火山噴火等による潮位変化が観測される可能性がある旨を発表し、その後隨時潮位変化や気圧変化の観測状況を発表												
215	<p>第1章 初動期の活動 第2節 津波対策 第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する津波警報等や地震情報</p> <p>(5) 緊急地震速報</p> <p>イ 伝達</p> <p>大阪管区気象台は、緊急地震速報を発表したときは、日本放送協会に通知する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に放送する。なお、大阪管区気象台は、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を通して住民への提供に努める。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第2節 津波対策 第2 津波警報等の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する津波警報等や地震情報</p> <p>(5) 緊急地震速報</p> <p>イ 伝達</p> <p>大阪管区気象台は、緊急地震速報を発表したときは、NHK に通知する。NHK は、テレビ、ラジオを通じて市民に放送する。なお、大阪管区気象台は、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く府民一般への緊急地震速報の提供に努める。</p>												
218	<p>第1章 初動期の活動 第2節 津波対策 第4 水防活動</p> <p>(1) 津波注意報</p> <p>ア 広報車・消防艇等による広報準備体制をとる。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第2節 津波対策 第4 水防活動</p> <p>(1) 津波注意報</p> <p>ア 広報車等による広報準備体制をとる。</p>												

頁	現 行	修 正
219	<p>第1章 初動期の活動 第2節 津波対策 第4 水防活動</p> <p>2 広報活動</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>【省略】</p> <p>イ 大津波警報、津波警報の発表時 ① 消防車両等による広報</p>	<p>第1章 初動期の活動 第2節 津波対策 第4 水防活動</p> <p>2 広報活動</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>【省略】</p> <p>イ 大津波警報、津波警報の発表時</p> <p>【削除】</p>
222	<p>第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達</p> <p>市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。</p> <p>また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達</p> <p>市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに地震情報（震度、震源、長周期地震動階級、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。</p> <p>また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報等の重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p>
223	<p>第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達 第1 情報収集伝達経路</p> <p>1 情報連絡体制</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 無線通信</p> <p>【省略】</p> <p>イ IP 無線又は堺市防災行政無線（移動系）</p> <p>【省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達 第1 情報収集伝達経路</p> <p>1 情報連絡体制</p> <p>【省略】</p> <p>(2) 無線通信</p> <p>【省略】</p> <p>イ IP 無線又は堺市防災行政無線（移動系）※堺市防災行政無線（移動系）は令和 8 (2026) 年 5 月で廃止</p> <p>【省略】</p> <p>ク インマルサット ケ ワイドスター（衛星電話） コ スターリンク（衛星ブロードバンドインターネット）</p>

頁	現 行	修 正
227 ～ 228	<p>第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達 第3 通信手段の確保</p> <p>1 市 市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、市及び府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</p> <p>2 電気通信事業者 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達 第3 通信手段の確保</p> <p>1 市 市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用や、通信が途絶している地域で派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、市及び府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</p> <p>2 電気通信事業者 電気事業者は、総務省と協力し速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。 また、電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</p>
229	<p>第1章 初動期の活動 第4節 災害広報 第1 災害広報</p> <p>市及び防災関係機関は、相互に連携し、平時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第4節 災害広報 第1 災害広報</p> <p>市及び防災関係機関は、相互に連携し、平時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。なお、市及び府は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図る等、必要な対策を講ずるように努める。</p>

頁	現 行	修 正
237	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>第1 府知事等に対する要求等</p> <p>1 府知事に対する応援の要求等</p> <p>【省略】</p> <p>なお、要求を受けた都道府県知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市長等の指揮の下に行動する。</p> <p>また、市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>4 (府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請</p> <p>市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、有線電話により行うが、有線途絶時は府防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークを用いる。</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援</p> <p>第1 府知事等に対する要求等</p> <p>1 府知事に対する応援の要求等</p> <p>【省略】</p> <p>なお、要求を受けた都道府県知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市長等の指揮の下に行動する。</p> <p>また、市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>4 (府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請</p> <p>市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、有線電話により行うが、有線が途絶した場合は府防災行政無線を用いる。また、事後速やかに文書を提出する。</p>

頁	現 行	修 正
239	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>【新設】</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れの実施・支援</p> <p>第2 広域応援の受援体制の確立</p> <p>市及び府は、要請に応じて派遣される応援職員を受け入れるために、環境整備・装備の充実や、体制整備、情報提供等受援体制の確立に努める。特に、災害対応に関する方針については、相互に、定期的なテレビ会議の活用等により情報共有を行う等して連携強化に努める。また、これら方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有する。</p> <p>1 受援時の環境整備・装備の充実</p> <p>市及び府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員を受け入れるに当たり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女や障害者等多様な人々の視点をもち活動することに配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地等宿泊場所として活用可能な施設等の確保 (2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 (3) パーティション等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保 <p>2 受援時の体制整備</p> <p>市及び府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等を受け入れるに当たり、事前に定めた堺市災害時受援計画に基づき、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定める等、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。</p> <p>3 受援時の情報提供</p> <p>市及び府は、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用や、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により、応援職員等への必要な情報の提供に努める。</p>
239	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>第2 応急対策職員派遣制度に基づく支援</p> <p>1 誘導</p> <p>応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救援対策部と協議、調整の上応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れの実施・派遣</p> <p>第3 広域応援等の受入れの実施</p> <p>1 誘導</p> <p>応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、各受援担当が応援活動を効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。</p>

頁	現 行	修 正
240	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援</p> <p>総務省は、市及び府等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れの実施・派遣</p> <p>第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援</p> <p>総務省は、市及び府等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 なお、市及び府は、平時より、災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。</p>
240 ～ 241	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>【新設】</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第5節 広域応援等の要請・受入れの実施・派遣</p> <p>第6 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実</p> <p>市及び府は、要請に応じ、応援職員を派遣するに当たり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女や障害者等多様な人々の視点をもち活動することに配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応援派遣職員等の宿泊場所の確保 2 パーティション等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備 3 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底 4 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保 5 テレビ会議等を活用した応援派遣職員と市との円滑な連携 6 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保 7 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮
248 ～ 249	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第8節 消火・救助・救急活動</p> <p>第2 消防局</p> <p>1 警防体制</p> <p>(1) 震災警防活動体制</p> <p>ア 堺市、高石市及び大阪狭山市内における最大震度が5弱以上の地震が発生した場合、消防局に震災警防本部を、消防署に震災大隊本部を設置する。</p> <p>イ 堺市、高石市及び大阪狭山市内における最大震度が4の地震が発生した場合、消防局に震災特別警戒警防本部を、消防署に震災特別警戒大隊本部を設置する。</p> <p>ウ 地震災害に関連して危機管理センターが設置された場合は、警防副本部長は必要に応じ、震災特別警戒体制に移行することができる。</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第8節 消火・救助・救急活動</p> <p>第2 消防局</p> <p>1 警防体制</p> <p>(1) 震災警防活動体制</p> <p>ア 堺市、高石市及び大阪狭山市内において、最大震度5強以上の地震又は長周期地震動階級4の地震が発生したとき又は大阪府に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、消防局に震災警防本部を、消防署に震災大隊本部を設置する。</p> <p>イ 堺市、高石市及び大阪狭山市内において、最大震度5弱の地震が発生したとき又は長周期地震動階級3の地震が発生したときは、消防局に震災特別警戒警防本部を、消防署に震災特別警戒大隊本部を設置する。</p> <p>ウ 堺市、高石市及び大阪狭山市内において、最大震度4の地震が発生したとき又は長周期地震動階級2の地震が発生したときは、警防部勤務員が積極的に被害状況等の情報を収集し、災害対応に備える。</p> <p>エ 大阪府に津波注意報が発表されたときは、第1次非常警防体制への移行を発令するとともに、警防部勤務員が積極的に被害状況等の情報を収集し、災害対応に備える。</p> <p>オ 地震発生時、本市において危機管理センターが設置された場合は、警防副本部長は必要に応じ、震災特別警戒体制への移行を発令することができる。</p>

頁	現 行	修 正
	<p>【省略】</p> <p>(3) 職員の招集</p> <p>ア 堺市、高石市及び大阪狭山市内における最大震度が 5 弱以上の地震発生時、消防局長による事前命令として、全職員は、あらかじめ定めるところにより本部又は署所へ自動参集する。</p> <p>イ 堺市、高石市及び大阪狭山市内において震度 4 を観測した場合は、消防司令長以上の職員及び所属の長が特に指定する職員は、あらかじめ定められた場所へ自動参集する。</p> <p>(4) 消防部隊運用</p> <p>震災時における消防部隊運用は、次のとおりとする。</p> <p>ア 地震発生直後においては、大隊本部長により、自署管内における火災等に、所属する人員及び車両のみによって対応する（署別部隊運用）。</p> <p>イ 災害の進展状況に応じて、全管内に被害の発生状況を勘案し、管内を方面分割したうえで、2 署から 3 署を統合して対応する（方面部隊運用）。なお、具体的な方面区分及び担当署並びにこれらを統括指揮する方面本部長については、その都度、警防本部長が指名する。</p> <p>ウ 管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、全消防力を統括し対応する（広域部隊運用）。</p>	<p>【省略】</p> <p>(3) 職員の招集</p> <p>ア 堺市、高石市及び大阪狭山市内において、最大震度 5 強以上の地震又は長周期地震動階級 4 の地震が発生したとき又は大阪府に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき、消防局長による事前命令として、全職員は、あらかじめ定めるところにより本部又は署所へ自動参集する。</p> <p>イ 堺市、高石市及び大阪狭山市内において、最大震度 5 弱の地震が発生したとき又は長周期地震動階級 3 の地震が発生したとき、消防司令長以上の職員及び所属の長が特に指定する職員は、あらかじめ定められた場所へ自動参集する。</p> <p>(4) 消防部隊運用</p> <p>震災時における消防部隊運用は、次のとおりとする。</p> <p>ア 通常部隊運用</p> <p>全消防力を統括し、対応するもの。</p> <p>イ 指定部隊運用</p> <p>管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、出場する事案及び当該事案に対する出場車両を指定した上で対応するもの。</p> <p>ウ 署別部隊運用</p> <p>管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、大隊本部長により、自大隊本部管内における災害に対し、自大隊本部に所属する人員及び車両のみをもって対応するもの。</p>
249 ～ 251	<p>第 1 章 初動期の活動</p> <p>第 8 節 消火・救助・救急活動</p> <p>第 2 消防局</p> <p>2 消防活動</p> <p>(1) 活動方針</p> <p>震災時、消防機関に第一に求められる任務は、火災の発見と早期鎮圧並びに延焼拡大防止であることを強く認識し、震災初期にあっては、この任務遂行を優先に活動する。</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 消防隊の出場</p> <p>ア 署別部隊運用時における消防隊の出場については、次のとおりとする。</p> <p>① 原則として 1 火災 1 隊対応とし、事前計画に基づき出場する。</p> <p>② 出場途上において、道路、歩道橋、橋りょう等の損壊によって出場を阻害され、適当な迂回路がない場合は、他の直近火災の発見に努め、大隊本部長に報告する。</p> <p>③ 前号によって報告を受けた大隊本部長は、警防本部長に道路啓開のため必要な措置をとるよう要請する。</p> <p>イ 方面部隊運用時及び広域部隊運用時における消防隊の出場については、次のとおりとする。</p>	<p>第 1 章 初動期の活動</p> <p>第 8 節 消火・救助・救急活動</p> <p>第 2 消防局</p> <p>2 警防活動</p> <p>(1) 活動方針</p> <p>震災時においては、消防力を効果的に運用することにより、発災地域における人的、物的被害、災害の更なる拡大要因等、発災後の被害拡大予測を総括し、被害を最小のものとするような視点に立った警防活動を行う。</p> <p>【省略】</p> <p>(3) 消防隊の出場</p> <p>署別部隊運用時における消防隊の出場については、次のとおりとする。</p> <p>ア 原則として 1 事案 1 隊対応とし、事前計画に基づき出場する。</p> <p>イ 多目的消防水利システム車及びエネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムについては、警防本部長又は警防副本部長の指令により出場する。</p> <p>ウ 出場途上において、道路、歩道橋又は橋りょう等の損壊によって出場を阻害され、適当な迂回路がない場合は、他の直近火災の発見に努めるとともに、大隊本部長に報告する。</p>

頁	現 行	修 正
	<p>① 警防本部長又は方面本部長の指示に基づき出場する。</p> <p>② 指令された火災現場等への出場途上にその他の火災、人命救助事案等を発見した場合にあっても、原則として火災現場に直行し、その旨を警防本部長又は方面本部長に報告する。</p> <p>(4) 情報収集伝達</p> <p>震災消防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集し被災状況を市災害対策本部及び関係機関へ伝達することにより災害情報の共有を図る。</p> <p>(5) 通信運用の基本</p> <p>ア 危機管理センター及び災害対策本部と震災警防本部との通信は有線通信及び防災行政無線によることを原則とする。なお、災害状況により、連絡員を派遣することにより、より緊密な連携を図る。</p> <p>イ 震災警防本部と震災大隊本部との通信は無線又は有線通信を原則とする。ただし、有線途絶時は、無線通信とする。</p> <p>【省略】</p> <p>(6) 火災防御活動</p> <p>ア 火災防御活動の原則</p> <p>① 同時に複数の火災が発生した場合は、延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先して防御活動を行う。</p> <p>② 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合には、当該避難場所及び避難路の安全確保を優先して防御活動を行う。</p> <p>③ 高層建築物又は地下街等の火災防御は、他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集中して行う。</p> <p>④ 地震発生に伴い市街地及び臨海コンビナート地域の双方に被害が発生し、市街地においてさらに拡大する危険性があるときは、市街地における消防活動を優先して行うものとする。なお、臨海コンビナート地域における消防活動については、自衛防災組織等による災害防除活動を原則とする。</p> <p>イ 火災防御戦術</p> <p>① 発震直後の火災防御活動は火災防御活動の原則を踏まえ、事前計画により延焼状況等を勘案して実施する。</p> <p>② 火災の発生状況及び延焼動態等から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は消防隊を集結し、火災防御活動を実施する。</p> <p>(7) 消防水利の確保</p> <p>消火栓が使用できないことに備えて、防火水槽、プール、河川・海等を利用する。また、海水・河川等の自然水利を利用する場合は、消防艇等を活用し遠距離大量送水システムを運用すると共に関係機関・第五管区海上保安本部に応援を要請することにより、これらの水利をより有効に活用する。</p>	<p>(4) 情報収集伝達</p> <p>震災警防活動に必要な情報を各大隊本部及び関係機関から迅速、的確に収集し被災状況を市災害対策本部及び関係機関へ伝達することにより災害情報の共有を図る。</p> <p>(5) 通信運用の基本</p> <p>ア 危機管理センター及び災害対策本部と震災警防本部との通信は有線通信、大阪府防災行政無線又はIP無線機によることを原則とする。なお、災害状況により、連絡員を派遣することにより、より緊密な連携を図る。</p> <p>イ 震災警防本部と震災大隊本部との通信は無線又は有線通信を原則とする。ただし、有線途絶時は、無線通信とする。</p> <p>【省略】</p> <p>(6) 消火活動</p> <p>震災時における消火活動は、次に掲げる事項に留意し実施する。</p> <p>ア 震災時における消火活動は、火災の早期発見と一举鎮圧を原則とする。</p> <p>イ 火災現場活動については、火災の拡大状況と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な攻勢活動を行い、早期に火災の鎮圧を図る。</p> <p>ウ 消防力が劣勢であると判断したときは、人命の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用して延焼阻止線の設定を行い、延焼拡大阻止を図る。</p> <p>エ 同時に複数の延焼火災を覚知したときは、重要防衛地区における活動を優先する。</p> <p>(7) 消防水利の確保</p> <p>ア 初動措置において、可能な限り水利の調査点検を行い、取水可否の把握に努める。</p> <p>イ 水道管の断絶のほか、建物倒壊等により車両の寄り付き、吸管投入孔の開放等が困難となり、消火栓又は防火水槽等が使用できない可能性があり、また、河川や池、海等の自然水利も地盤隆起による水位の低下や津波の発生等により、車両の寄り付けが困難となる可能性があるため、安全確保を図りつつ、耐震性能を有する防火水槽やプール等、多角的に直近有効水利を選定する。</p> <p>ウ 長時間の放水継続を確保するため、無限水利等からの長距離送水による有限水利への補給を</p>

頁	現 行	修 正
	<p>(8) 救助、救急活動</p> <p>ア 救助、救急活動の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火災現場における人命救助活動を最優先する。 ② 救助、救急活動は、重症者を優先し、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請し、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。 ③ 延焼火災及び救助救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。 ④ 延焼火災が少なく、救助、救急事案が多発している場合の活動は、緊急度、重要度から優先順位を考慮して活動する。 ⑤ 救助、救命活動は救命効果の高い事案を優先する。 <p>イ 救助、救急活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 救急隊等は、救急要請があるまでの間、状況に応じ消防署所等に応急救護所を設置し、救護活動を行い、救急病院等の受入れ体制の把握に努める。 ② 延焼火災が少なく、救助、救急事案が多発している場合は、火災防御活動の余力部隊を投入し、救助、救急活動隊（現場救護所の設置を含む。）を確保する。 <p>ウ 救助、救急活動方針の決定</p> <p>前記救助、救急活動の原則を考慮のうえ次により活動方針の決定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 延焼火災が多発した場合は、全力をあげて火災防御活動を実施することとなるが、参考等の職員による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と併行して火災現場及びその周辺における救助、救急活動を行うものとし、それまでの間は、現場の警察官との連携を密にし付近住民等に協力を依頼し、自主救護体制の確保に努める。 ② 延焼火災が発生しているが、当該火災現場周辺の状況等から全消防隊を投入しなくても延焼阻止が十分可能であると判断できる場合は、余力消防部隊を救助・救急活動に転用する。 ③ 火災は発生しているが延焼のおそれがなく、主力を救助・救急活動に従事させることができる場合は、消火活動に移行できる体制で救助・救急活動に当たらせる。 <p>(9) 受援体制の確立</p> <p>【省略】</p> <p>(10)消防団、事業所の自衛消防隊等との連携</p>	<p>考慮する。</p> <p>エ 水道事業者との連携を図り、大口径送水管等に設置されているあんしん給水栓や拠点給水設備等の活用を考慮する。</p> <p>オ 大阪府との連携を図り、コンクリートミキサー車による輸送・充水作業協力の要請を考慮する。</p> <p>(8) 救助活動</p> <p>震災時における救助隊は、次に掲げる事項を原則として活動する。</p> <p>ア 救助活動は、重症者を優先して行う。</p> <p>イ 活動隊員数に比較して多数の要救助者がある場合には、容易に救出できる者を優先し、短時間に多くの人命を救助することを念頭に活動する。</p> <p>ウ 火災現場付近又はそれ以外の場所において、ほぼ同程度の規模の救助事象が発生したときは、前者における活動を優先する。</p> <p>エ 延焼火災が少なく、同時に多数の救助事象が発生したときは、原則として、少人数の隊員で多数の人命の救助が可能な事象に主力を投入する等、効率的な救助活動を行う。</p> <p>(9) 救急活動</p> <p>震災時における救急隊は、次に掲げる事項を原則として活動する。</p> <p>ア 救急活動は救命効果の高い事案を優先する。</p> <p>イ 傷病者が多数発生した場合はトリアージを行い、重症者を優先して医療機関等へ搬送する。</p> <p>ウ 救命処置を必要としない負傷者は、関係機関や自治会等の協力の下、できる限り自主的な措置を行うよう指導する。</p> <p>エ 自己受診が可能な負傷者については、必要に応じて受診可能な医療機関又は地域防災計画に定められた各種救護所を案内する。</p> <p>オ 救急事象が伴わない火災現場への出場は行わない。</p> <p>カ 災害現場においては、他機関の医療救護班等との密接な連携の下に活動する。</p> <p>キ 負傷した市民等が署所へ駆けつけた場合は、可能な範囲で必要な応急処置を行う。なお、活動については庁舎ガレージ等を活用することとし、原則、庁舎建物内には立ち入らせない。</p> <p>(10) 受援体制の確立</p> <p>【省略】</p> <p>(11)消防団、事業所の自衛消防隊等との連携</p>

頁	現 行	修 正
254 ～ 255	<p>第1章 初動期の活動 第9節 医療救護活動</p> <p>市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。また、災害医療コーディネーターに（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概略的な流れを示す。</p> <p>【負傷者対応の概略的な流れ】</p> <pre> graph TD 負傷者((負傷者 軽傷者 中等傷者 重傷者)) -- "自力・搬送 (市民)" --> 応急救護所[応急救護所 応急的処置] 負傷者 -- "搬送 (救急車、 ヘリコプター等)" --> 地域の医療機関等[地域の医療機関等 処置・収容 応急的処置] 負傷者 -- "搬送 (救急車、 ヘリコプター等)" --> 災害医療協力病院[災害医療協力病院 処置・収容 応急的処置] 応急救護所 -- "搬送" --> 災害医療協力病院 応急救護所 -- "徒歩等" --> 自宅避難所[自宅避難所] 地域の医療機関等 -- "搬送" --> 災害医療協力病院 灾害医療協力病院 -- "搬送" --> 災害拠点病院等[災害拠点病院等 処置・収容] 灾害医療協力病院 -- "負傷者数の対応力超過や 専門医療を要する場合" --> 特定診療災害 医療センター[特定診療災害 医療センター] 灾害医療協力病院 -- "負傷者数の対応力超過や 専門医療を要する場合" --> 被災地外の 医療機関[被災地外の 医療機関] </pre> <p>○患者が比較的少数の場合</p> <pre> graph TD 患者((患者)) -- "赤" --> 災害拠点病院 灾害拠点病院 -- "黄" --> 市災害医療センター[市災害医療センター] 市災害医療センター -- "赤" --> 災害医療協力病院 市災害医療センター -- "黄" --> 医療救護所等[医療救護所等] 灾害医療協力病院 -- "赤" --> 災害拠点病院 灾害医療協力病院 -- "黄" --> 医療救護所等 医療救護所等 -- "赤" --> 災害拠点病院 灾害拠点病院 -- "赤" --> 被災地外(府内) 灾害拠点病院 -- "赤" --> 被災地外 </pre> <p>○患者が多数発生した場合</p> <pre> graph TD 患者((患者)) -- "赤" --> 灾害拠点病院 灾害拠点病院 -- "黄" --> 市災害医療センター[市災害医療センター] 市災害医療センター -- "赤" --> 灾害医療協力病院 市災害医療センター -- "黄" --> 医療救護所等 灾害医療協力病院 -- "赤" --> 灾害拠点病院 灾害医療協力病院 -- "黄" --> 医療救護所等 医療救護所等 -- "赤" --> 灾害拠点病院 灾害拠点病院 -- "赤" --> 被災地外(府内) 灾害拠点病院 -- "赤" --> 被災地外 </pre> <p>黄：トリアージにより、入院を要する中等症患者（トリアージタグ黄色） 赤：トリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）</p>	<p>第1章 初動期の活動 第9節 医療救護活動</p> <p>市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。また、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。次に、災害時の医療救護活動における患者の概略的な流れを示す。</p> <p>○患者が比較的少数の場合</p> <pre> graph TD 患者((患者)) -- "赤" --> 災害拠点病院 灾害拠点病院 -- "黄" --> 市災害医療センター[市災害医療センター] 市災害医療センター -- "赤" --> 災害医療協力病院 市災害医療センター -- "黄" --> 医療救護所等[医療救護所等] 灾害医療協力病院 -- "赤" --> 灾害拠点病院 灾害医療協力病院 -- "黄" --> 医療救護所等 医療救護所等 -- "赤" --> 灾害拠点病院 灾害拠点病院 -- "赤" --> 被災地外(府内) 灾害拠点病院 -- "赤" --> 被災地外 </pre> <p>○患者が多数発生した場合</p> <pre> graph TD 患者((患者)) -- "赤" --> 灾害拠点病院 灾害拠点病院 -- "黄" --> 市災害医療センター[市災害医療センター] 市災害医療センター -- "赤" --> 灾害医療協力病院 市災害医療センター -- "黄" --> 医療救護所等 灾害医療協力病院 -- "赤" --> 灾害拠点病院 灾害医療協力病院 -- "黄" --> 医療救護所等 医療救護所等 -- "赤" --> 灾害拠点病院 灾害拠点病院 -- "赤" --> 被災地外(府内) 灾害拠点病院 -- "赤" --> 被災地外 </pre> <p>黄：トリアージにより、入院を要する中等症患者（トリアージタグ黄色） 赤：トリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）</p>

頁	現 行	修 正
257	<p>第1章 初動期の活動 第9節 医療救護活動 第2 現地医療対策</p> <p>2 現地医療活動</p> <p>(3) 現地医療活動の継続</p> <p>市は、府の災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）とも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第9節 医療救護活動 第2 現地医療対策</p> <p>2 現地医療活動</p> <p>(3) 現地医療活動の継続</p> <p>市は、府の災害医療コーディネーターとも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p>
258	<p>第1章 初動期の活動 第9節 医療救護活動 第2 後方医療対策</p> <p>3 災害医療機関の役割</p> <p>(1) 災害拠点病院</p> <p>ア 地域災害拠点病院（堺市立総合医療センター）</p>	<p>第1章 初動期の活動 第9節 医療救護活動 第2 後方医療対策</p> <p>3 災害医療機関の役割</p> <p>(1) 災害拠点病院</p> <p>ア 地域災害拠点病院（堺市立総合医療センター、近畿大学病院）</p>
259	<p>第1章 初動期の活動 第9節 医療救護活動 第5 医薬品等の確保・供給活動</p> <p>市は堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第9節 医療救護活動 第5 医薬品等の確保・供給活動</p> <p>市は災害薬事コーディネーターの助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握する。また、堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力のもと、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施し、避難所等における調剤体制を確保する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。</p>
263	<p>第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>1 避難情報実施者</p> <p>(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達</p> <p>市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、避難情報の伝達基準・伝達方法マニュアルに基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する（「高齢者等」については、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう）。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>1 避難情報実施者</p> <p>(2) 「高齢者等避難」の発令・伝達</p> <p>日本から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。（「高齢者等」については、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう）。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</p>

頁	現 行	修 正
267	<p>第1章 初動期の活動 第11節 二次災害の防止 第1 公共土木施設等</p> <p>1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置</p> <p>市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。</p> <p>被害状況の把握にあたっては、危険が想定される箇所を元に調査ルートを設定し、優先順位を決めて対応する。</p> <p>なお、土砂災害危険箇所について、市は、必要に応じ、府に調査を要請する。府は、市町村の要請に基づき、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。</p> <p>斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設の点検を行い、関係機関への連携を図り二次災害の防止に努める。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第11節 二次災害の防止 第1 公共土木施設等</p> <p>1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置</p> <p>市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。その際、国が実施する応急復旧資機材や貸与等による支援も活用する。</p> <p>被害状況の把握にあたっては、危険が想定される箇所を元に調査ルートを設定し、優先順位を決めて対応する。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域等について、市は、必要に応じ、府に調査を要請する。府は、市の要請に基づき、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。</p> <p>斜面判定士は、土砂災害警戒区域等や被災施設の点検を行い、関係機関への連携を図り二次災害の防止に努める。</p>
268	<p>第1章 初動期の活動 第11節 二次災害の防止 第2 建築物等</p> <p>市及び施設管理者は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散などに備え、関係機関と連携し、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じ、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第11節 二次災害の防止 第2 建築物等</p> <p>市及び施設管理者は、建築物の倒壊、危険物の漏洩、放射性物質及びアスベストの飛散、被災文化財の被害拡大等に備え、関係機関と連携し、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境監視等の二次災害防止対策を講じ、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。</p>

頁	現 行	修 正
270 ～ 271	<p>第1章 初動期の活動 第12節 交通規制・緊急輸送活動 第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保</p> <p>(3) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者</p> <p>① 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、自動車、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プロープ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。</p> <p>【省略】</p> <p>③ 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。</p> <p>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第12節 交通規制・緊急輸送活動 第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保</p> <p>(3) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ア 道路管理者、漁港管理者</p> <p>① 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、自動車、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び公民のプロープ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。</p> <p>【省略】</p> <p>③ 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、消防機関、自衛隊、他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとる。</p> <p>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p>
274	<p>第1章 初動期の活動 第12節 交通規制・緊急輸送活動 第3 航空輸送</p> <p>3 航空運用調整</p> <p>(2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>(3) 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第12節 交通規制・緊急輸送活動 第3 航空輸送</p> <p>3 航空運用調整</p> <p>(2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機（無人航空機含む）の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>(3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して飛行自粛の要請を行う。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p>

頁	現 行	修 正
275	<p>第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第1 上水道施設</p> <p>2 情報連絡体制 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるため、各水道部署に設置しているMCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第1 上水道施設</p> <p>2 情報連絡体制 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるため、各水道部署に設置しているMCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。また、下水管路対策本部及び下水道施設対策本部と連携し上下一体となった被害情報を整理する。</p>
276	<p>第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第1 上下水道施設</p> <p>5 応急対策 【省略】 【新設】</p>	<p>第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第1 上下水道施設</p> <p>5 応急対策 【省略】 （3）下水管路対策本部及び下水道施設対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。</p>
276	<p>第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第2 公共下水道施設</p> <p>2 情報連絡体制 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるため、MCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第2 公共下水道施設</p> <p>2 情報連絡体制 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるため、MCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。また、水道対策本部と連携し上下一体となった被害情報を整理する。</p>
277	<p>第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第2 公共下水道施設</p> <p>6 下水道施設の応急措置 下水道施設の被害状況の緊急調査を受け、調査で把握した災害状況に基づき、緊急性・重要性の高いものから優先順位を付けて応急措置の実施及び応急復旧対策を速やかに行う。</p>	<p>第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第2 公共下水道施設</p> <p>6 下水道施設の応急措置 下水道施設の被害状況の緊急調査を受け、調査で把握した災害状況に基づき、緊急性・重要性の高いものから優先順位を付けて応急措置の実施及び応急復旧対策を速やかに行う。また、水道対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。</p>
285	<p>第2章 応急復旧期の活動 【新設】</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第1節 支援体制 大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（個々の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。</p>

頁	現 行	修 正
288	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第1節 災害救助法の適用</p> <p>第2 救助の内容</p> <p>1 救助の内容</p> <p>災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。</p> <p>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</p> <p>(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(2) 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(4) 医療及び助産</p> <p>(5) 被災者の救出</p> <p>(6) 被災した住宅の応急修理</p> <p>(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>(8) 学用品の給与</p> <p>(9) 埋葬</p> <p>(10)死体の搜索及び処理</p> <p>(11)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第2節 災害救助法の適用</p> <p>第2 救助の内容</p> <p>1 救助の内容</p> <p>災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。</p> <p>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</p> <p>(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(2) 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(4) 医療及び助産</p> <p>(5) 被災者の救出</p> <p>(6) 福祉サービスの提供</p> <p>(7) 被災した住宅の応急修理</p> <p>(8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>(9) 学用品の給与</p> <p>(10)埋葬</p> <p>(11)死体の搜索及び処理</p> <p>(12)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>
291 ～ 293	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求める、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。</p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(2) 避難所運営に関する基本的ルールの掲示及び伝達</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第3節 指定避難所等の開設・運営</p> <p>第2 指定避難所等の管理、運営</p> <p>2 指定避難所等の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織等と連携して避難者による自主的な運営を促し、避難した市民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求める、指定避難所における生活環境を常に良好にするため、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>なお、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求める等、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用</p> <p>(2) 避難所運営に関する基本的ルールの掲示及び伝達</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境を常に良好にするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</p>

頁	現 行	修 正
	<p>(5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> <p>(7) 間仕切りの設置</p> <p>(8) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）</p> <p>(9) 高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮</p> <p>(10) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</p> <p>(11) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保</p> <p>(12) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 女性トイレと男性トイレの割合は3:1を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備すること</p> <p>(13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること</p> <p>(14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること</p> <p>(15) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図ること</p> <p>(16) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮すること</p> <p>(17) 宗教上の食事に制限のある者への配慮</p> <p>(18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>(19) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること</p> <p>(20) 各指定避難所の運営者と、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>(21) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有すること</p>	<p>(6) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(7) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベッド等）を設置</p> <p>(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態及び指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施</p> <p>(9) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>(10) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）</p> <p>(11) 高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮</p> <p>(12) 指定避難所の運営における女性の参画を推進</p> <p>(13) 男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性への配慮</p> <p>(14) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p>(15) 物資受取りに性別による制限を設けることなく、必要な人に確実に行き渡るよう、物資の配布体制に配慮</p> <p>(16) 誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウティングの禁止）</p> <p>(17) 本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とする等性的少数者への配慮</p> <p>(18) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保</p> <p>(19) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食等の提供</p> <p>(20) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 女性トイレと男性トイレの割合は3:1を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備する。また、国のガイドライン等を踏まえ「誰でも使えるトイレ」の整備を進める</p> <p>(21) 女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める</p> <p>(22) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる</p> <p>(23) 被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底する。また、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受け入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</p> <p>(24) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る</p>

頁	現 行	修 正
		<p>(25) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置等、避難行動要支援者の情報環境への配慮</p> <p>(26) 宗教上の食事に制限のある者への配慮</p> <p>(27) 指定管理施設が指定避難所である場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定める</p> <p>(28) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める</p> <p>(29) 各指定避難所の運営者と連携し、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、災害支援ナース、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行う</p> <p>(30) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。また、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有する</p>
293	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第2節 指定避難所の開設・運営</p> <p>第3 指定避難所外避難者の対応</p> <p>市は、指定避難所外避難者に対して、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送など必要な支援に努める。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第3節 指定避難所の開設・運営</p> <p>第3 指定避難所外避難者の対応</p> <p>市は、指定避難所外避難者に対して、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送等必要な支援に努める。</p> <p>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</p> <p>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</p>

頁	現 行	修 正
295	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第3節 緊急物資の供給</p> <p>市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過で変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市は府に要請することができ、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第4節 緊急物資の供給</p> <p>市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行い、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過により変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女のニーズの違いや性的少数者の方等被災者の多様性に配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市は府に要請することができ、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足する等、災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。</p>
297	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第3節 緊急物資の供給</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>【省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第4節 緊急物資の供給</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>【省略】</p> <p>4 炊き出し</p> <p>指定避難所で炊き出しを行う場合は、避難者、被災者援護協力団体又は調理業者等により実施し、給食施設等の使用が必要な場合は、施設の安全性が確認でき、給食の実施に支障のない範囲での活用を図る。</p>
299	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第17節 保健衛生活動</p> <p>市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、市及び府は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p> <p>府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第5節 保健衛生活動</p> <p>市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施する等必要な措置を講ずる。また、市及び府は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p> <p>府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。</p>

頁	現 行	修 正
301 ～ 302	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第4節 保健衛生活動</p> <p>第4 被災者の健康維持活動</p> <p>市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>1 巡回相談等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。 (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。 <p>2 心の健康相談等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害による急性ストレス障害（ASD）、生活の激変による依存症等のこころの健康の不調に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談員を派遣する。その際、女性相談員も派遣するよう配慮する。 (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を派遣する。 <p>【新設】</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第5節 保健衛生活動</p> <p>第4 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止</p> <p>市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>1 巡回相談等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症、食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める。 (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。 (3) 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。 <p>2 心の健康相談等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害による急性ストレス障害（ASD）及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等のこころの健康の不調に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談員を派遣する。その際、女性相談員も派遣するよう配慮する。 (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を派遣する。 <p>3 災害関連死の防止</p> <p>大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないよう、医療的ケア等のニーズを把握しながら、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努める。</p>

頁	現 行	修 正
302	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第4節 保健衛生活動</p> <p>第5 応援要請</p> <p>防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第5節 保健衛生活動</p> <p>第5 保健衛生活動における連携体制及び応援要請</p> <p>市及び府は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</p> <p>市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。</p> <p>防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動・災害関連死の防止において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。</p>
302	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第4節 保健衛生活動</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第5節 保健衛生活動</p> <p>第6 保健所の機能強化</p> <p>保健衛生活動の拠点となる保健所において、災害応急対策に備えるため、BCPの視点も踏まえライフラインをはじめ必要な資機材の準備や環境整備を行う等、必要な措置を講ずる。</p>
302	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第4節 保健衛生活動</p> <p>第6 動物保護等の実施</p> <p>1 被災地域における動物の保護・受入れ</p> <p>飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第5節 保健衛生活動</p> <p>第7 動物保護等の実施</p> <p>1 被災地域における動物の保護・受入れ</p> <p>飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。</p> <p>また、市及び府は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。</p>
304	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第5節 避難行動要支援者支援</p> <p>市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第6節 避難行動要支援者等への支援</p> <p>市は、被災した要配慮者及び社会福祉施設等に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。</p>
304	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第5節 避難行動要支援者支援</p> <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第6節 避難行動要支援者等への支援</p> <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> <p>2 看護ニーズの把握</p> <p>市は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。</p>

頁	現 行	修 正
305	<p>第2章 応急復旧期の活動 第5節 避難行動要支援者支援 第2 被災した高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援活動</p> <p>3 広域支援体制の確立</p> <p>市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告し必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動 第6節 避難行動要支援者等への支援 第2 被災した高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援活動</p> <p>3 広域支援体制の確立</p> <p>市は、高齢者、障害者等の要配慮者及び社会福祉施設等に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告し必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。</p>
306	<p>第6節 社会秩序の維持 第1 住民への呼びかけ</p> <p>市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会を通じた住民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。</p>	<p>第7節 社会秩序の維持 第1 市民への呼び掛け</p> <p>市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、自治会を通じた市民への被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供し、秩序ある行動をとるよう呼び掛けを行う。</p>
308	<p>第2章 応急復旧期の活動 第8節 ライフラインの確保 第1 上水道施設</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置しているMCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動 第8節 ライフラインの確保 第1 上水道施設</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置しているMCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。また、下水管路対策本部及び下水道施設対策本部と連携し上下一体となった被害情報を整理する。</p>
309	<p>第2章 応急復旧期の活動 第8節 ライフラインの確保 第1 上水道施設</p> <p>5 応急対策</p> <p>【省略】 【新設】</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動 第8節 ライフラインの確保 第1 上水道施設</p> <p>5 応急対策</p> <p>【省略】</p> <p>(4) 下水管路対策本部及び下水道施設対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。</p>
309	<p>第2章 応急復旧期の活動 第8節 ライフラインの確保 第2 公共下水道施設</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、MCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動 第8節 ライフラインの確保 第2 公共下水道施設</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、MCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。また、水道対策本部と連携し上下一体となった被害情報を整理する。</p>
310	<p>第2章 応急復旧期の活動 第8節 ライフラインの確保 第2 公共下水道施設</p> <p>4 下水道施設の応急措置</p> <p>【省略】 【新設】</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動 第8節 ライフラインの確保 第2 公共下水道施設</p> <p>4 下水道施設の応急措置</p> <p>【省略】</p> <p>(5) 水道対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。</p>

頁	現 行	修 正
314	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第8節 交通の機能確保</p> <p>第2 各施設管理者における復旧</p> <p>4 地方管理道路における道路啓開等の支援</p> <p>国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第9節 交通の機能確保</p> <p>第2 各施設管理者における復旧</p> <p>4 地方管理道路における道路啓開等の支援</p> <p>国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるため、地方管理道路において、道路啓開、自動車駐車場の管理等の災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p>
318	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第10節 応急住宅対策</p> <p>第2 被災住宅応急復旧支援</p> <p>3 建設用資機材等の調達</p> <p>被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図り、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第11節 応急住宅対策</p> <p>第2 被災住宅応急復旧支援</p> <p>3 建設用資機材等の調達</p> <p>被災住宅の応急修理に際し、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。</p>
319	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第11節 応急住宅対策</p> <p>第3 住宅確保対策</p> <p>4 公共住宅への一時入居</p> <p>府の委任による建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第11節 応急住宅対策</p> <p>第3 住宅確保対策</p> <p>4 公的賃貸住宅への一時入居</p> <p>府の委任による建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市及び府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き室への一時入居の措置を講ずる。</p>
324	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第12節 廃棄物の処理</p> <p>第1 し尿処理</p> <p>1 初期対応</p> <p>(1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。</p> <p>(2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>(3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。</p> <p>(4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第13節 廃棄物の処理</p> <p>第1 し尿処理</p> <p>1 初期対応</p> <p>(1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。</p> <p>(2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>(3) 道路の被害状況等を把握し、復旧作業により通行可能となる道路等の情報収集に努める。</p> <p>(4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、必要に応じ汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレやマンホールトイレを設置する。また、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</p>
327	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第13節 廃棄物の処理</p> <p>第4 倒壊家屋等の解体撤去</p> <p>【省略】</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第13節 廃棄物の処理</p> <p>第4 倒壊家屋等の解体撤去</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 市は、災害時における倒壊家屋等の迅速かつ円滑な解体撤去を実施するため、平時より関係機関との間で公費解体に関する災害協定の締結を推進する。</p> <p>(8) 市は、災害廃棄物処理及び倒壊家屋等の公費解体に関する事務について、災害時における外部支援の受入れ体制を整備するため、受援計画において必要な体制等を具体的に定める。</p>

頁	現 行	修 正
331 ～ 332	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第14節 自発的支援の受入れ</p> <p>第1 災害発生時におけるボランティアの活動</p> <p>市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズに応じた活動を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 受入れ窓口の開設</p> <p>堺市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。</p>	<p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第15節 自発的支援の受入れ</p> <p>第1 災害発生時におけるボランティアの活動</p> <p>市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置する等、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬等、被災者のニーズに応じた活動を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、男女双方の視点を考慮する等、ボランティアの活動環境について配慮する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 受入れ窓口の開設</p> <p>市は、堺市社会福祉協議会へ災害ボランティアセンターの設置を要請し、連携を図りながらボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。</p> <p>災害ボランティアセンター本部は、堺市総合福祉会館 1 階堺市社会福祉協議会事務局内の開設を予定する。なお、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、社会福祉協議会と協議のうえ代替場所を確保する。また、各区の拠点となる区域ブランチを必要に応じて設置する。</p> <p>堺市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの運営に関して、下記の業務を実施し、市は必要な支援を行う。</p> <p>ア 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること</p> <p>イ 災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること</p> <p>ウ ボランティア募集等の情報発信に関すること</p> <p>エ 府の「災害時におけるボランティア支援制度」の活用に関すること</p> <p>オ 全国社会福祉協議会や近畿圏社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整及びボランティア等の派遣要請に関すること</p> <p>カ その他、センター活動に関する業務に関すること</p>

頁	現 行	修 正
342	<p>第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の伝達 第1 気象予警報等</p> <p>1 大阪管区気象台の発表する予警報等 (3) 特別警報 【新設】 注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の伝達 第1 気象予警報等</p> <p>1 大阪管区気象台の発表する予警報等 (3) 特別警報 (略) 注2 大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 注3 以下の現象についても特別警報に位置づける。</p>
358	<p>第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の伝達 第1 気象予警報等</p> <p>5 防災関係機関の収集伝達方法 (1) 気象予警報等の収集 (略) イ 気象予警報等については堺市防災行政無線（同報系）の放送により情報を伝達する。 夜間、休日においては、市（消防局）より一斉送信される防災相互通信無線により収集する。</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予警報等の伝達 第1 気象予警報等</p> <p>5 防災関係機関の収集伝達方法 (1) 気象予警報等の収集 (略) イ 気象予警報等については堺市防災行政無線（同報系）の放送により情報を伝達する。</p>
347	<p>第2 住民への周知 市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達する。また、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。 特に台風時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。 また、市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。 府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。</p>	<p>第2 市民への周知 市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達する。また、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。 特に台風時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼び掛け等の周知を図る。 また、市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、市民に対し、身の安全確保の呼び掛けに努める。 府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行う。</p>

頁	現 行	修 正
	<p>【別図 1-1】気象予警報等の関係機関への伝達経路</p> <p>大阪管気象台</p> <p>大阪管気象台 (気象庁)</p> <p>大阪市 (消防局)</p> <p>大阪市 (危機管理室)</p> <p>消防署等</p> <p>各河川・国道事務所</p> <p>近畿地方整備局</p> <p>☆西日本電信電話（株）または東日本電信電話（株）</p> <p>日本放送協会大阪拠点放送局</p> <p>放送事業者</p> <p>私鉄各社</p> <p>大阪海上保安監部</p> <p>関西空港海上保安航空基地</p> <p>堺海上保安署</p> <p>船舶</p> <p>住民・学校・社会福祉施設・その他</p> <p>市民・学校・社会福祉施設・その他</p>	<p>【別図 1-1】気象予警報等の関係機関への伝達経路</p> <p>大阪管気象台 (気象庁)</p> <p>大阪市 (消防局)</p> <p>消防署等</p> <p>堺市 (危機管理室)</p> <p>各河川・国道事務所</p> <p>近畿地方整備局</p> <p>NTT 西日本株式会社またはNTT 東日本株式会社</p> <p>日本放送協会大阪拠点放送局</p> <p>放送事業者</p> <p>※</p> <p>私鉄各社</p> <p>第五管区海上保安本部</p> <p>堺海上保安署</p> <p>船舶</p> <p>関西空港海上保安航空基地</p> <p>市民・学校・社会福祉施設・その他</p>

(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 ☆印は、特別警報、警報のみ

3 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。（気象業務法第 15 条の 2）

(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 ※印は受信者側の設定により情報取得
(削除)

頁	現 行	修 正
360	<p>第1章 災害警戒期の活動</p> <p>第3節 警戒活動</p> <p>第2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等</p> <p>4 洪水予報</p> <p>(1) 国土交通大臣は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知し報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知し報道機関に協力を求めて一般に周知する。</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動</p> <p>第3節 警戒活動</p> <p>第2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等</p> <p>4 洪水予報</p> <p>(1) 国土交通大臣は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知し報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>(2) 府知事は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知し報道機関に協力を求めて一般に周知する。</p>
361	<p>第1章 災害警戒期の活動</p> <p>第3節 警戒活動</p> <p>第4 土砂災害警戒活動</p> <p>1 警戒活動の判断基準</p> <p>(1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所 警戒活動を取る基準は、次の雨量状況を基準とする。</p> <p>ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 第1次警戒体制 大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報が堺市域に発表され、予測雨量が土砂災害発生危険基準を超過することが見込まれ、降雨が継続する場合。 【警戒活動】 ・土砂災害発生危険基準となる数値の監視を行う。 ・市及び防災関係機関は、各危険箇所の前兆現象の把握に努める。 ・市は、地元自主防災組織等の活動協力を要請する。 ・市は、必要に応じて、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行う。 ・市は、高齢者等避難等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく高齢者等避難を発令する。</p> <p>② 第2次警戒体制 市は、避難指示等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく避難指示を発令する。</p> <p>イ 地すべり危険箇所、宅地造成工事規制区域 アを参考に警戒活動を開始する。</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動</p> <p>第3節 警戒活動</p> <p>第4 土砂災害警戒活動</p> <p>1 警戒活動の判断基準</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。</p> <p>ア 第1次警戒体制 大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報が堺市域に発表され、予測雨量が土砂災害発生危険基準を超過することが見込まれ、降雨が継続する場合。 【警戒活動】 ・土砂災害発生危険基準となる数値の監視を行う。 ・市及び防災関係機関は、各警戒区域の前兆現象の把握に努める。 ・市は、地元自主防災組織等の活動協力を要請する。 ・市は、必要に応じて、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行う。 ・市は、高齢者等避難等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく高齢者等避難を発令する。</p> <p>イ 第2次警戒体制 市は、避難指示等の判断基準に従い、災害対策基本法に基づく避難指示を発令する。</p>
372	<p>第1章 災害警戒期の活動</p> <p>第4節 避難誘導</p> <p>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>【省略】</p> <p>3 住民への周知</p>	<p>第1章 災害警戒期の活動</p> <p>第4節 避難誘導</p> <p>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>【省略】</p> <p>3 市民への周知</p>

頁	現 行	修 正
373	<p>第 5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営</p> <p>災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>しかし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市の施設や国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</p> <p>1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。</p> <p>2 指定緊急避難場所または指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための避難所対応職員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所または指定避難所の開設を行う。</p>	<p>第 5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営</p> <p>災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>しかし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市の施設や国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</p> <p>1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。</p> <p>2 指定緊急避難場所又は指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための避難所対応職員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所又は指定避難所の管理運営を行う。</p>
378	<p>第 2 章 災害発生後の活動</p> <p>第 1 節 災害情報の収集伝達</p> <p>第 1 情報収集伝達経路</p> <p>1 情報連絡体制</p> <p>(2) 無線通信</p> <p>(略)</p> <p>イ IP 無線又は堺市防災行政無線（移動系）</p> <p>(略)</p> <p>【新設】</p>	<p>第 2 章 災害発生後の活動</p> <p>第 1 節 災害情報の収集伝達</p> <p>第 1 情報収集伝達経路</p> <p>1 情報連絡体制</p> <p>(2) 無線通信</p> <p>(略)</p> <p>イ IP 無線又は堺市防災行政無線（移動系）※堺市防災行政無線（移動系）は令和 8 (2026) 年 5 月で廃止</p> <p>(略)</p> <p>ク インマルサット</p> <p>ケ ワイドスター（衛星電話）</p> <p>コ スターリンク（衛星ブロードバンドインターネット）</p>
379	<p>第 2 章 災害発生後の活動</p> <p>第 1 節 災害情報の収集伝達</p> <p>第 2 被害情報の収集・報告</p> <p>1 府による災害情報の収集伝達</p> <p>市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。</p>	<p>第 2 章 災害発生後の活動</p> <p>第 1 節 災害情報の収集伝達</p> <p>第 2 被害情報の収集・報告</p> <p>1 府による災害情報の収集伝達</p> <p>市及び府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集し、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材及び無人航空機による各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。</p>
383	<p>第 2 章 災害発生後の活動</p> <p>第 1 節 灾害情報の収集伝達</p> <p>第 3 通信手段の確保</p> <p>1 市</p> <p>市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話を活用し、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等検討のうえ、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。</p>	<p>第 2 章 災害発生後の活動</p> <p>第 1 節 灾害情報の収集伝達</p> <p>第 3 通信手段の確保</p> <p>1 市</p> <p>市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行い、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用や、通信が途絶している地域で派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等を図り、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等検討のうえ、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。</p>

頁	現 行	修 正
383	<p>第2章 災害発生後の活動 第1節 災害情報の収集伝達 第3 通信手段の確保</p> <p>2 電気通信事業者</p> <p>電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第1節 災害情報の収集伝達 第3 通信手段の確保</p> <p>2 電気通信事業者</p> <p>電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>また、電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</p>
385	<p>第2章 災害発生後の活動 第2節 災害広報 第1 災害広報</p> <p>市及び防災関係機関は、相互に連携し、平時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。</p> <p>また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第2節 災害広報 第1 災害広報</p> <p>市及び防災関係機関は、相互に連携し、平時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報情報の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。</p> <p>また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。なお、市及び府は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図る等、必要な対策を講ずるように努める。</p>
391	<p>第2章 災害発生後の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ 1 府知事に対する応援の要求等 【省略】</p> <p>なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求める市長等の指揮の下に行動する。</p> <p>また、市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ体制の確立・受入れの実施・支援 1 府知事に対する応援の要求等 【省略】</p> <p>なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求める市長等の指揮の下に行動する。</p> <p>また、市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。</p>
393	<p>第1 府知事等に対する要求等 4 (府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請</p> <p>市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。</p>	<p>第1 府知事等に対する要求等 4 (府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請</p> <p>市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、有線電話により行うが、有線が途絶した場合は府防災行政無線を用いる。また、事後速やかに文書を提出する。</p>

頁	現 行	修 正
393	<p>第1 府知事等に対する要求等</p> <p>8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請</p> <p>市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あつ旋を要請するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。</p>	<p>第1 府知事等に対する要求等</p> <p>8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請</p> <p>市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。</p> <p>また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを要請するときは、府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。</p>
395	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第3節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第3節 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援</p> <p>第2 広域応援の受援体制の確立</p> <p>市及び府は、要請に応じて派遣される応援職員を受け入れるために、環境整備・装備の充実や、体制整備、情報提供等受援体制の確立に努める。特に、災害対応に関する方針については、相互に、定期的なテレビ会議の活用等により情報共有を行う等して連携強化に努める。また、これら方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有する。</p> <p>1 受援時の環境整備・装備の充実</p> <p>市及び府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員を受け入れるに当たり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女や障害者等多様な人々とともに活動することに配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地等宿泊場所として活用可能な施設等の確保 (2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 (3) パーティション等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保 <p>2 受援時の体制整備</p> <p>市及び府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等を受け入れるに当たり、事前に定めた堺市災害時受援計画に基づき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定める等、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。</p> <p>3 受援時の情報提供</p> <p>市及び府は、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用や、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により、応援職員等への必要な情報の提供に努める。</p>

頁	現 行	修 正
396	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第3 応急対策職員派遣制度に基づく支援</p> <p>総務省は、市及び府等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援</p> <p>総務省は、市及び府等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。なお、市及び府は、平時より、災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。</p>
397	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第3節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第3節 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・派遣</p> <p>第6 応援派遣職員の環境整備・装備等の充実</p> <p>市及び府は、要請に応じ、応援職員を派遣するに当たり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女や障害者等多様な人々とともに活動することに配慮する。また、府内市町村間で派遣を実施する場合も同様とする。</p> <p>1 応援派遣職員等の宿泊場所の確保</p> <p>2 パーティション等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備</p> <p>3 感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底</p> <p>4 衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保</p> <p>5 テレビ会議等を活用した応援派遣職員と府との円滑な連携</p> <p>6 応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保</p> <p>7 帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮</p>
404 ～ 405	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第6節 消火・救助・救急活動</p> <p>第2 消防局</p> <p>1 警防体制</p> <p>(1) 風水害警防活動体制</p> <p>ア 管内全域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防 御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため消防局に風水害警防本部を、消防署に風水 害大隊本部を設置する。</p> <p>イ 管内に警報等の発令により風水害被害が発生するおそれがある場合、消防局に風水害特別警 戒警防本部を、消防署に風水害特別警戒大隊本部を設置することができる。</p> <p>ウ 気象情報による警報等の発令により危機管理センターが設置された場合、警防副本部長は必 要に応じ、風水害特別警戒体制に移行することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員の招集</p> <p>ア 風水害被害が発生する恐れがある場合又は管内において大雨、洪水及び高潮警報等が発表さ れた場合は、通信指令課長は警防本部長、警防本部長代理及び警防副本部長並びに部長、</p>	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第6節 消火・救助・救急活動</p> <p>第2 消防局</p> <p>1 警防体制</p> <p>(1) 風水害等警防活動体制</p> <p>次に掲げる場合、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、消防 局に風水害等警防本部を、消防署に風水害等大隊本部を設置する。</p> <p>ア 大阪府に高潮警報又は高潮特別警報が発表され、かつ、堺市又は高石市に避難指示又は緊 急安全確保が発令された場合。</p> <p>イ 大阪府に津波警報又は大津波警報が発表され、かつ、堺市又は高石市に避難指示又は緊急 安全確保が発令された場合。</p> <p>ウ 管内において風水害等に係る気象の特別警報が発表された場合。</p> <p>エ 大阪府に災害モード宣言が発表された場合。</p> <p>オ その他、管内全域に風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員の招集</p> <p>ア 風水害等による被害が発生する恐れがある場合又は管内において風水害等に係る気象警報等 が発表された場合、通信指令課長は、警防本部長、警防本部長代理及び警防副本部長並び</p>

頁	現 行	修 正
	<p>課長等に連絡しなければならない。</p> <p>イ 警防課長は、管内に大雨洪水警報等が発表され風水害による被害が予想される場合は、参考指定場所に参考しなければならない。</p> <p>ウ 警防課長は、関係機関との調整及び情報分析のため必要により課員を招集する。</p> <p>(4) 消防部隊運用</p> <p>風水害時における消防部隊運用は、警防本部長が、風水害その他の災害の発生及び拡大状況を勘案し、必要に応じて発令する。</p> <p>ア 署別部隊運用 大隊本部長により、自署管内における風水害被害等に、所属する人員及び車両のみによって対応するもの。ただし、多目的消防水利システム車については警防本部長の指令により出場する。</p> <p>イ 方面部隊運用 全管内に被害の発生状況を勘案し、管内を方面分割したうえで、2 消防署から 3 消防署を統合して対応するもの。ただし、具体的な方面区分及び担当消防署並びにこれらを統括指揮する方面本部長については、その都度、警防本部長が指名する。</p> <p>ウ 広域部隊運用 管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、全消防力を統括し対応するもの。</p>	<p>に部長、課長等に連絡する。</p> <p>イ 警防課長は、管内に気象警報等が発表され、風水害等による被害が予想される場合は、参考指定場所に参考する。</p> <p>ウ 警防課長は、関係機関との調整及び情報分析のため必要により課員を招集する。</p> <p>エ 風水害等による被害が発生した場合、課長等は招集を行い、特に指定された職員は、招集により参考する。</p> <p>オ 職員は、次の各号に掲げる区分に応じて、参考する。</p> <p>① 大阪府に高潮警報又は高潮特別警報が発表され、かつ、堺市又は高石市に避難指示又は緊急安全確保が発令 全職員</p> <p>② 大阪府に津波警報又は大津波警報が発表され、かつ、堺市又は高石市に避難指示又は緊急安全確保が発令 全職員</p> <p>③ 管内において風水害等に係る気象の特別警報が発表 全職員</p> <p>④ 大阪府に災害モード宣言が発表 全職員</p> <p>⑤ その他、管内全域に風水害等が発生し、又は発生するおそれがあると警防本部長が認めたとき 全職員</p> <p>(4) 消防部隊運用</p> <p>風水害等の発生時における消防部隊運用は、次のとおりとし、警防本部長が、風水害等の発生及び拡大状況を勘案し、必要に応じて発令する。</p> <p>ア 通常部隊運用 全消防力を統括し対応するもの。</p> <p>イ 指定部隊運用 管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、出場現場と車両を指定の上、対応するもの。</p> <p>ウ 署別部隊運用 管内全域の被害の発生と拡大状況を勘案し、大隊本部長により、自大隊本部管内における災害に、自大隊本部に所属する人員及び車両のみによって対応するもの。</p>

頁	現 行	修 正
405 ～ 406	<p>第2章 災害発生後の活動 第6節 消火・救助・救急活動 第2 消防局</p> <p>2 風水害消防活動</p> <p>(1) 活動方針 風水害時、救助・救急等の人命救助を優先に活動する。</p> <p>【省略】</p> <p>(4) 通信運用の基本 ア 危機管理センター及び災害対策本部と風水害警防本部との通信は、ホットライン及び防災行政用無線電話によることを原則とする。 イ 風水害警防本部と風水害大隊本部との通信は無線又は有線通信を原則とする。</p> <p>(5) 救助、救急活動の原則 ア 風水害現場における人命救助活動を最優先する。 イ 救助、救急活動は、重症者を優先することとし、その他の負傷者はできる限り住民等による自主的な処置を要請し、他の関係機関及び自主防災組織等と連携のうえ実施する。 ウ 救助、救命活動は救命効果の高い事案を優先する。</p> <p>【新設】</p> <p>(6) 受援体制の確立</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 消防団、事業所の自衛消防隊等との連携</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第6節 消火・救助・救急活動 第2 消防局</p> <p>2 風水害消防活動</p> <p>(1) 活動方針 風水害等の発生時においては、消防力を効果的に運用することにより、発災地域における人的、物的被害及び災害の更なる拡大要因等、発災後の被害拡大予測を総括し、被害を最小のものとするような視点に立った警防活動を行う。</p> <p>【省略】</p> <p>(4) 通信運用の基本 ア 危機管理センター及び災害対策本部と風水害警防本部との通信は、有線通信及び大阪府防災行政無線電話によることを原則とする。 イ 風水害警防本部と風水害大隊本部との通信は無線又は有線通信を原則とする。</p> <p>(5) 救助活動の原則 風水害等の発生時における救助隊は、次に掲げる事項を原則として活動する。 ア 救助活動は、重症者を優先して行う。 イ 活動隊員数に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に多くの人命を救助することを念頭に活動する。</p> <p>(6) 救急活動の原則 風水害等の発生時における救急隊は、次に掲げる事項を原則として活動する。 ア 救急活動は救命効果の高い事案を優先する。 イ 傷病者が多数発生した場合はトリアージを行い、重症者を優先して医療機関等へ搬送する。 ウ 救命処置を必要としない負傷者は、関係機関、自治会等の協力の下にできる限り自主的な措置を行うよう指導する。 エ 自己受診が可能な負傷者については、必要に応じて受診可能な医療機関のほか地域防災計画に定められた各種救護所を案内する。 オ 救急事象が伴わない災害現場への出場は行わない。 カ 災害現場においては、他機関の医療救護班等との密接な連携の下に活動する。 キ 負傷した市民等が署所へ駆けつけた場合は、可能な範囲で必要な救護活動を行う。なお、活動については庁舎ガレージ等を活用することとし、原則、庁舎建物内には立ち入らせない。</p> <p>(7) 受援体制の確立</p> <p>(【省略】)</p> <p>(8) 消防団、事業所の自衛消防隊等との連携</p>

頁	現 行	修 正
409 ~ 410	<p>第2章 災害発生後の活動 第7節 医療救護活動</p> <p>市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。また、災害医療コーディネーターに（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概略的な流れを示す。</p> <p>【負傷者対応の概略的な流れ】</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第7節 医療救護活動</p> <p>市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。また、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。次に、災害時の医療救護活動における患者の概略的な流れを示す。</p> <p>○患者が比較的少数の場合</p> <p>○患者が多数発生した場合</p> <p>黄：トリアージにより、入院を要する中等症患者（トリアージタグ黄色） 赤：トリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）</p>

頁	現 行	修 正
412	<p>第2章 災害発生後の活動 第7節 医療救護活動 第2 現地医療対策</p> <p>2 現地医療活動</p> <p>(3) 現地医療活動の継続</p> <p>市は、府の災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）とも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第7節 医療救護活動 第2 現地医療対策</p> <p>2 現地医療活動</p> <p>(3) 現地医療活動の継続</p> <p>市は、府の災害医療コーディネーターとも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p>
414	<p>第2章 災害発生後の活動 第7節 医療救護活動 第5 医薬品等の確保・供給活動</p> <p>市は堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第7節 医療救護活動 第5 医薬品等の確保・供給活動</p> <p>市は、災害薬事コーディネーターの助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握する。また、堺市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力の下、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施し、避難所等における調剤体制を確保する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。</p>
416	<p>第2章 災害発生後の活動 第8節 交通規制・緊急輸送活動 第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保</p> <p>(3) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者</p> <p>① 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、自動車、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プロープ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。</p> <p>【省略】</p> <p>③ 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第8節 交通規制・緊急輸送活動 第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保</p> <p>(3) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ア 道路管理者、漁港管理者</p> <p>① 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、自動車、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び公民プロープ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。</p> <p>【省略】</p> <p>③ 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、移動や放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、消防機関、自衛隊、他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとる。</p>

頁	現 行	修 正
418 ～ 419	<p>第2章 災害発生後の活動 第8節 交通規制・緊急輸送活動 第3 航空輸送</p> <p>3 航空運用調整</p> <p>(2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>(3) 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第8節 交通規制・緊急輸送活動 第3 航空輸送</p> <p>3 航空運用調整</p> <p>(2) 航空運用調整班は、消防、警察、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機（無人航空機含む）の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>(3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して飛行自粛の要請を行う。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p>
420	<p>第2章 災害発生後の活動 第9節 公共土木施設・建築物等応急対策 第1 公共土木施設等</p> <p>2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第9節 公共土木施設・建築物等応急対策 第1 公共土木施設等</p> <p>2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。その際、国が実施する応急復旧資材の貸与等による支援も活用する。</p>
420 ～ 421	<p>第2章 災害発生後の活動 第9節 公共土木施設・建築物等応急対策 第1 公共土木施設等</p> <p>3 その他公共土木施設</p> <p>(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第9節 公共土木施設・建築物等応急対策 第1 公共土木施設等</p> <p>3 その他公共土木施設</p> <p>(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。その際、国が実施する応急復旧資材の確保や貸与等による支援も活用する。</p>
421	4 土砂災害危険箇所	4 土砂災害警戒区域等
422 ～ 423	<p>第2章 災害発生後の活動 第10節 ライフライン・放送の確保 第2 各事業者における対応</p> <p>1 上水道</p> <p>(2) 応急給水及び復旧</p> <p>【新設】 (略)</p> <p>2 下水道</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>【新設】</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第10節 ライフライン・放送の確保 第2 各事業者における対応</p> <p>1 上水道</p> <p>(2) 応急給水及び復旧</p> <p>オ 下水管路対策本部及び下水道施設対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 下水道</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ウ 水道対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。</p>

頁	現 行	修 正
430	第2章 災害発生後の活動 【新設】	第2章 災害発生後の活動 第13節 支援体制 大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（個々の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）等、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。
432	第2章 災害発生後の活動 第14節 災害救助法の適用 第1 法の適用 2 適用手続 災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。 知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示し内閣総理大臣に報告のうえ、公示する。 ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告のうえ、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。	第2章 災害発生後の活動 第14節 災害救助法の適用 第1 法の適用 2 適用手続 災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を府知事に報告する。 府知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示し、内閣総理大臣に報告の上、公示する。 ただし、災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規程による救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告の上、その後の処置に関して府知事の指揮を受けなければならない。
433	第2 救助の内容 1 救助の内容 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む） (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10)死体の搜索及び処理 (11)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	第2 救助の内容 1 救助の内容 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。 ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む） (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 福祉サービスの提供 (7) 被災した住宅の応急修理 (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (9) 学用品の給与 (10)埋葬 (11)死体の搜索及び処理 (12)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
436 ~	第2章 災害発生後の活動 第14節 指定避難所の開設・運営 第2 指定避難所の管理、運営	第2章 災害発生後の活動 第15節 指定避難所の開設・運営 第2 指定避難所の管理、運営

頁	現 行	修 正
438	<p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求める、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウティングの禁止）、本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とする等性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。</p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(2) 避難所運営に関する基本的ルールの掲示及び伝達</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置（多言語対応等）の実施</p> <p>(7) 間仕切りの設置</p> <p>(8) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）</p> <p>(9) 高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮</p> <p>(10) 家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</p> <p>(11) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保</p> <p>(12) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食などの提供</p> <p>(13) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 女性トイレと男性トイレの割合は3:1を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備すること</p> <p>(14) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること</p> <p>(15) 避難者の住民票の有無等に問わらず適切に受け入れること</p>	<p>2 指定避難所等の管理、運営の留意点</p> <p>市は、自主防災組織等と連携して避難者による自主的な運営を促し、避難した市民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求める、指定避難所における生活環境を常に良好にするため、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>なお、市は、指定避難所の運営に、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求める等、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告 なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用</p> <p>(2) 避難所運営に関する基本的ルールの掲示及び伝達</p> <p>(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>(4) 生活環境を常に良好にするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</p> <p>(6) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(7) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベッド等）を設置</p> <p>(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態及び指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施</p> <p>(9) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>(10) 相談窓口の設置（女性の相談員の配置）</p> <p>(11) 高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮</p> <p>(12) 指定避難所の運営における女性の参画を推進</p> <p>(13) 男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮</p> <p>(14) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める</p> <p>(15) 物資受取りに性別による制限を設けることなく、必要な人に確実に行き渡るよう物資の配布体制に配慮</p> <p>(16) 誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない（アウティングの禁止）</p> <p>(17) 本人確認において戸籍名だけでなく通称名でも確認可能とする等性的少数者への配慮</p> <p>(18) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別及び誰でも使える更衣室、授乳室、育児室を確保</p> <p>(19) 女性用品、粉ミルク、液体ミルク、離乳食等の提供</p>

頁	現 行	修 正
	<p>(16) テレビ、ラジオ、災害時優先電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図ること</p> <p>(17) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮すること</p> <p>(18) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮</p> <p>(19) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>(20) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること</p> <p>(21) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>(22) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有すること</p>	<p>(20) トイレは仮設トイレを含めて男女別トイレ及び「誰でも使えるトイレ」を設置し、洋式を配置 女性トイレと男性トイレの割合は 3：1 を目安とし、性犯罪防止のため防犯ブザーを配備し、「誰 でも使えるトイレ」は最低 250 人に 1 つを目安として配備</p> <p>(21) 女性や子ども等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、更衣室や入浴室を短時間でも一人で使えるようにする、性暴力・DV についての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体、LGBTQ 団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める</p> <p>(22) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる</p> <p>(23) 被災者支援等の観点から家庭動物のためのスペースの確保及び飼養者の周辺への配慮を徹底する。また、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受け入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</p> <p>(24) テレビ、ラジオ、災害時優先電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る</p> <p>(25) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置等、要配慮者の情報環境への配慮</p> <p>(26) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮</p> <p>(27) 指定管理施設が指定避難所である場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定める</p> <p>(28) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める</p> <p>(29) 各指定避難所の運営者と連携し、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、災害支援ナース、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行う</p> <p>(30) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、危機管理室と保健所が連携し、避難所の運営に必要な情報を共有する</p>
438	<p>第 2 章 災害発生後の活動</p> <p>第 3 指定避難所外避難者の対応</p> <p>市は、指定避難所外避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送など必要な支援に努める。</p>	<p>第 2 章 災害発生後の活動</p> <p>第 3 指定避難所外避難者の対応</p> <p>市は、指定避難所外避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、指定避難所への移送等必要な支援に努める。</p> <p>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</p>

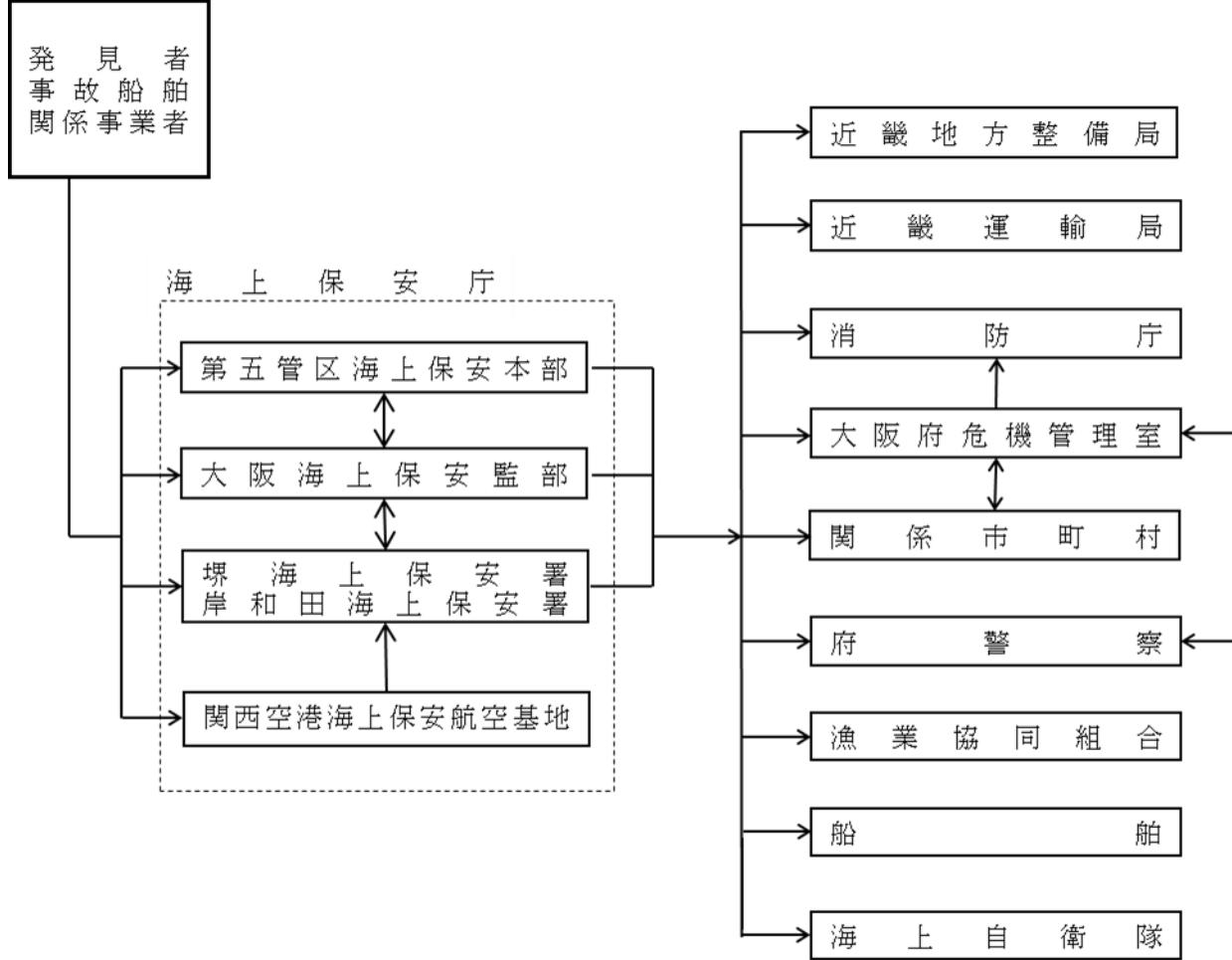
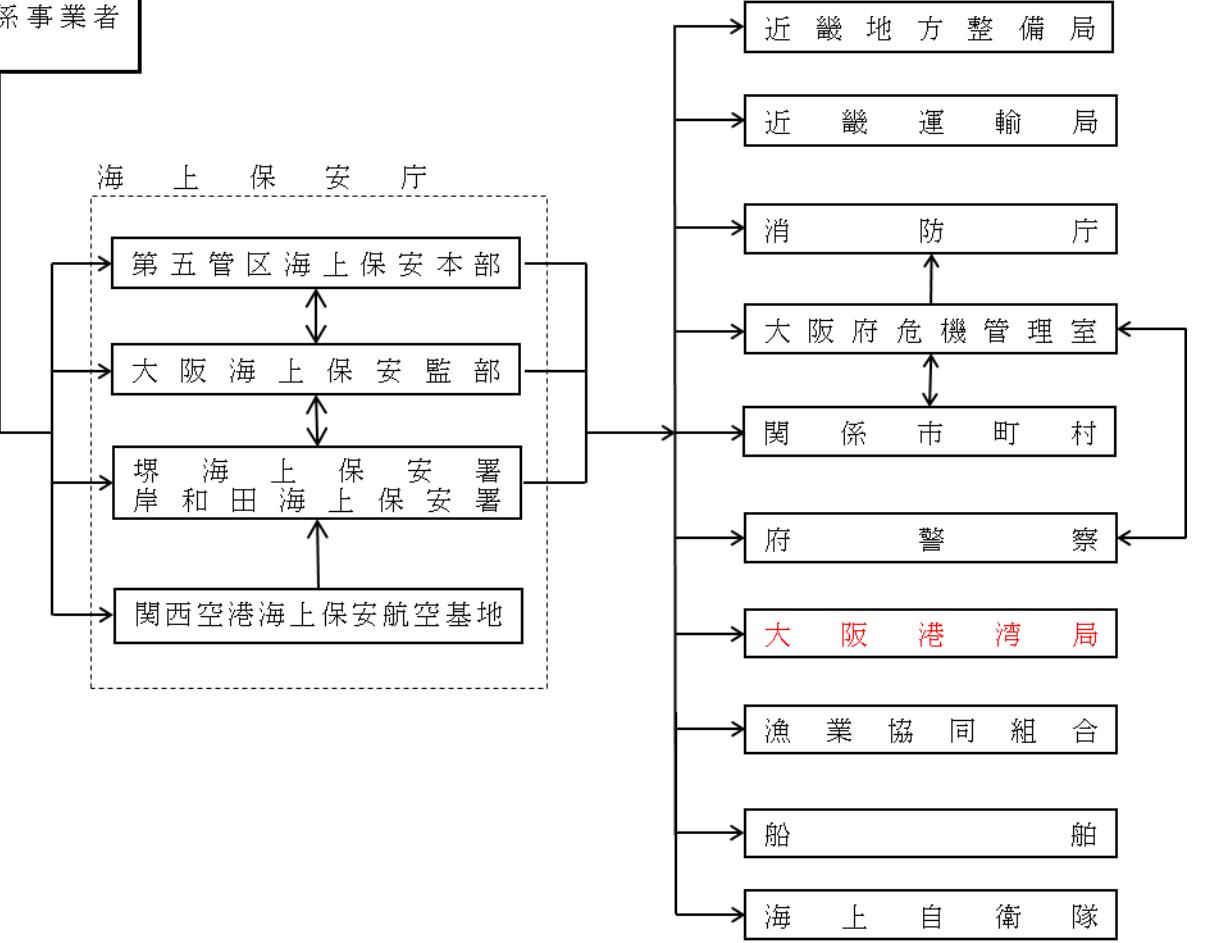
頁	現 行	修 正
440	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第15節 緊急物資の供給</p> <p>市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女のニーズの違いや性的な少数者の方等被災者の多様性に配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第16節 緊急物資の供給</p> <p>市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行い、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過により変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮し、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女のニーズの違いや性的な少数者の方等被災者の多様性に配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市は府に要請することができ、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足する等、災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待つとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。</p>
444	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第16節 保健衛生活動</p> <p>市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。また、市及び府は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p> <p>府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動</p> <p>第17節 保健衛生活動</p> <p>市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施する等必要な措置を講ずる。また、市及び府は、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p> <p>府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。</p>

頁	現 行	修 正
446	<p>第2章 災害発生後の活動 第16節 保健衛生活動 第4 被災者の健康維持活動</p> <p>市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>1 巡回相談等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。 (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。 <p>2 心の健康相談等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害による外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を配置する。 	<p>第2章 災害発生後の活動 第17節 保健衛生活動 第4 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止</p> <p>市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言、加療等、被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>1 巡回相談等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症、食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める。 (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。 (3) 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。 <p>2 心の健康相談等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害による急性ストレス障害（ASD）及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等のこころの健康の不調に対応するため、必要に応じて心の健康に関する相談員を派遣する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、応急救護所に精神科医師を配置する。 <p>3 災害関連死の防止</p> <p>大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないよう、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努める。</p>

頁	現 行	修 正
458	<p>第2章 災害発生後の活動 第16節 保健衛生活動 第5 応援要請</p> <p>防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第17節 保健衛生活動 第5 保健衛生活動における連携体制及び応援要請</p> <p>市及び府は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</p> <p>市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。</p> <p>防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動・災害関連死の防止において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。</p>
447	<p>第2章 災害発生後の活動 第16節 保健衛生活動 【新設】</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第17節 保健衛生活動 第6 保健所の機能強化</p> <p>保健衛生活動の拠点となる保健所において、災害応急対策に備えるため、BCPの視点も踏まえライフラインをはじめ必要な資機材の準備や環境整備を行う等、必要な措置を講ずる。</p>
447	<p>第2章 災害発生後の活動 第16節 保健衛生活動 第6 動物保護等の実施 1 被災地域における動物の保護・受入れ</p> <p>飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第17節 保健衛生活動 第7 動物保護等の実施 1 被災地域における動物の保護・受入れ</p> <p>飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。</p> <p>また、市及び府は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。</p>
448	<p>第2章 災害発生後の活動 第16節 避難行動要支援者支援</p> <p>市は、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第18節 避難行動要支援者等への支援</p> <p>市は、被災した要配慮者及び社会福祉施設等に対し、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。</p>
448	<p>第2章 災害発生後の活動 第17節 避難行動要支援者支援 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【新設】</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第18節 避難行動要支援者等への支援 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 2 看護ニーズの把握</p> <p>市は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。</p>

頁	現 行	修 正
449	<p>第2章 災害発生後の活動 第17節 避難行動要支援者支援 第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動</p> <p>3 広域支援体制の確立</p> <p>市は、高齢者、障害者等の要配慮者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告する。また、必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第18節 避難行動要支援者等への支援 第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動</p> <p>3 広域支援体制の確立</p> <p>市は、高齢者、障害者等の要配慮者及び社会福祉施設に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告する。また、必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。</p>
452	<p>第2章 災害発生後の活動 第19節 住宅の応急確保</p> <p>市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第20節 住宅の応急確保</p> <p>市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。</p>
453	<p>第2章 災害発生後の活動 第19節 住宅の応急確保 第6 公共住宅への一時入居</p> <p>府の委任による建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第20節 住宅の応急確保 第6 公的賃貸住宅への一時入居</p> <p>府の委任による建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き室への一時入居の措置を講ずる。</p>
458	<p>第2章 災害発生後の活動 第21節 廃棄物の処理 第1 し尿処理</p> <p>1 初期対応</p> <p>(4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレを設置する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第22節 廃棄物の処理 第1 し尿処理</p> <p>1 初期対応</p> <p>(4) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、必要に応じ汲み取り車両が進入できる箇所へ速やかに仮設トイレやマンホールトイレを速やかに設置する。また、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</p>

頁	現 行	修 正
464 ～ 465	<p>第2章 災害発生後の活動 第23節 自発的支援の受入れ 第1 災害発生時におけるボランティアの活動</p> <p>市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携する。また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズに応じた活動を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 受入れ窓口の開設</p> <p>堺市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。</p>	<p>第2章 災害発生後の活動 第24節 自発的支援の受入れ 第1 災害発生時におけるボランティアの活動</p> <p>市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携する。また、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置する等、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬等、被災者のニーズに応じた活動を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、男女や障害者等多様な人々の視点を考慮する等、ボランティアの活動環境について配慮する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 受入れ窓口の開設</p> <p>市は、堺市社会福祉協議会へ災害ボランティアセンターの設置を要請し、連携を図りながらボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。</p> <p>災害ボランティアセンター本部は、堺市総合福祉会館 1 階堺市社会福祉協議会事務局内の開設を予定する。なお、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、社会福祉協議会と協議のうえ代替場所を確保する。また、各区の拠点として設置する区域プランチの各設置場所を必要に応じて設置する。</p> <p>堺市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの運営に関して、下記の業務を実施し、市は必要な支援を行う。</p> <p>ア 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること イ 災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること ウ ボランティア募集等の情報発信に関すること エ 府の「災害時におけるボランティア支援制度」の活用に関すること オ 全国社会福祉協議会や近畿圏社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整及びボランティア等の派遣要請に関すること カ その他、センター活動に関する業務に関すること</p>

頁	現 行	修 正
472	<p>第1節 海上災害応急対策 第3 通報連絡体制 1 通報系統</p>  <pre> graph TD A[発見者 事故船舶 関係事業者] --> B[海上保安庁] B --> C[第五管区海上保安本部] B --> D[大阪海上保安監部] B --> E[堺岸和田海上保安署] B --> F[関西空港海上保安航空基地] C <--> D D <--> E E <--> F C --> G[近畿地方整備局] C --> H[近畿運輸局] C --> I[消防庁] D --> H D --> I E --> I F --> J[関係市町村] J --> K[府警察] K --> L[漁業協同組合] L --> M[船舶] M --> N[海上自衛隊] </pre>	<p>第1節 海上災害応急対策 第3 通報連絡体制 1 通報系統</p>  <pre> graph TD A[発見者 事故船舶 関係事業者] --> B[海上保安庁] B --> C[第五管区海上保安本部] B --> D[大阪海上保安監部] B --> E[堺岸和田海上保安署] B --> F[関西空港海上保安航空基地] C <--> D D <--> E E <--> F C --> G[近畿地方整備局] C --> H[近畿運輸局] C --> I[消防庁] D --> H D --> I E --> I F --> J[関係市町村] J --> K[府警察] K --> L[漁業協同組合] L --> M[船舶] M --> N[海上自衛隊] G --> O[大阪港湾局] </pre>
474	<p>第1節 海上災害応急対策 第4 事故発生時における応急措置 4 消火活動 (1) 海面及び事故船舶の火災 堺海上保安署、消防局は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。</p>	<p>第1節 海上災害応急対策 第4 事故発生時における応急措置 4 消火活動 (1) 海面及び事故船舶の火災 堺海上保安署、消防局は、大規模な海上災害の発生に備え、業務協定等により連携して消火活動を行うための体制の整備に努める。また、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。</p>

頁	現 行	修 正
521	<p>第1章 生活の安定 第1節 復旧事業の推進</p> <p>被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</p>	<p>第1章 生活の安定 第1節 復旧事業の推進</p> <p>被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</p>
523	<p>第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給し、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p>	<p>第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給し、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p>
523	<p>第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援 第1 罹災証明書の発行・交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p>	<p>第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援 第1 罹災証明書の発行・交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施する。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約し、デジタル技術を活用した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p>
525	<p>第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援 第5 住宅の確保 3 公共住宅の供給促進</p> <p>市は、民間、大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。</p> <p>(1) 市営住宅（公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等）住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用</p> <p>既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。</p>	<p>第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援 第5 住宅の確保 3 公的賃貸の供給促進</p> <p>市は、府、民間、大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。</p> <p>(1) 府営住宅、市営住宅（公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等）、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き室活用</p> <p>既存の空き室若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災した市民の住宅として活用できるよう配慮する。</p>

頁	現 行	修 正
530	<p>第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。</p>	<p>第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。</p> <p style="color: red;">道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</p>
531	<p>第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>第2 上水道・工業用水道</p> <p>1 復旧計画 (新設)</p>	<p>第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>第2 上水道・工業用水道</p> <p>1 復旧計画 下水道管路対策本部及び下水道施設対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。</p>
532	<p>第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>第3 下水道</p> <p>1 復旧計画 (新設)</p>	<p>第1章 生活の安定 第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>第3 下水道</p> <p>1 復旧計画 ④ 水道対策本部と連携し、迅速かつ効果的な復旧計画の策定を行う。</p>

頁	現 行	修 正
539	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報について</p> <p>気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8 以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p> <p>上記 1、2 のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</p>	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報について</p> <p>気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード 6.8 以上の地震が発生、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始または調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>監視領域内（想定震源域と海溝軸外側 50km 程度までの範囲）において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p> <p>上記 1、2 のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</p> <p>※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。 従来の地震波の最大振幅から求める気象庁マグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間が必要となるため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</p>

頁	現 行	修 正
539 ～ 540	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>第3 防災対応について</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まると評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行い、住民等へ周知する。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保 (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認 等） (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検 <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすばりの変化が収まつてから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認 等） (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検 	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>第3 防災対応について</p> <p>府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まると評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行い、市民等へ周知する。</p> <p>実際に臨時情報が発表された場合には、市民等が混乱しないよう、市及び府をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。特に市及び府は連携して、津波浸水被害想定区域や土砂災害の恐れのある地域の市民等に対する丁寧な呼びかけを行う。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、市民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保 (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認 等） (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検 <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすばりの変化が収まつてから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され1週間経過した後の1週間、以下の措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認 等） (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

頁	現 行	修 正
540	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</p> <p>1 伝達情報及び系統</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）</p> <pre> graph LR A[大阪管区気象台] --> B[大阪府危機管理室] B --> C[市町村・消防機関] C --> D[消防署等] C --> E[府庁各課・出先機関等] D --> F[住民・その他] E --> F </pre> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統</p> <pre> graph LR A[消防庁] --> B[大阪府危機管理室] B --> C[市町村・消防機関] C --> D[消防署等] C --> E[府庁各課・出先機関等] D --> F[住民・その他] E --> F </pre> <p>2 伝達事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容 (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容</p>	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</p> <p>1 伝達情報及び系統</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）</p> <pre> graph LR A[気象庁本庁または大阪管区気象台] --> B[大阪府危機管理室] B --> C[市町村・消防機関] C --> D[消防署等] C --> E[府庁各課・出先機関等] D --> F[住民・その他] E --> F </pre> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統</p> <pre> graph LR A[消防庁] --> B[大阪府危機管理室] B --> C[市町村・消防機関] C --> D[消防署等] C --> E[府庁各課・出先機関等] D --> F[住民・その他] E --> F </pre> <p>2 伝達事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）の内容 (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容</p>
541		